【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成24年5月31日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ローランス・マグロワール

(Director, Laurence Magloire) 取締役 アンドリュー・マック

(Director, Andrew Mack)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ通り6B

番

(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of

Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 和 仁 亮 裕

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【事務連絡者氏名】 弁護士 和 仁 亮 裕

弁護士 坂田 絵里子 弁護士 関田雅和

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【電話番号】 03(6212)1200

【届出の対象とした募集(売出) モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

外国投資信託受益証券に係るファ (Morgan Stanley Money Market Family)

ンドの名称】 米ドル・ファンド

【届出の対象とした募集(売出) 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発行・

外国投資信託受益証券の金額】 募集される。

上限見込額は以下のとおりとする。

米ドル・ファンド 30億米ドル(約2,333億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成23年10月31日現在の株式会社三菱東京 UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.75円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年12月26日に提出した有価証券届出書(平成24年1月20日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の関連事項を変更及び追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」という。)を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、 訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(注) 訂正個所は下線を付して表示しております。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
 - (3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

管理会社の概況

(中略)

(八)資本金の額

2011年10月末日現在、授権資本および払込済資本金は22万5,000米ドル(約1,749万円)で、全額払込済である。また、1 株1,500米ドル(約11万6,625円)の記名株式150株を発行済である。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

管理会社の概況

(中略)

(八)資本金の額

2012年 5 月15日現在、授権資本および払込済資本金は<u>54万7,500米ドル(約4,500万円)</u>で、全額払込済である。また、1 株1,500米ドル(約12万3,285円)の記名株式<u>365株</u>を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.19円)による。

(後略)

(6) 監督官庁の概要

<訂正前>

管理会社およびトラスト(したがってファンド)はCSFSの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ <u>ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登</u> 記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、CSFSの監督に服し、CSFSに登録しなければならない。

(中略)

登録の拒絶または取消し

(中略)

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は商事事件を扱う地方裁判所の決定により解散および清算されうる。CSFSによる当該決定の通知日後1か月以内に裁判所に提起しなければ、時効となる。商事事件を扱う地方裁判所は、検察官が請求を行うことで自発的に、またはCSFSの請求によって、解散を宣告し、2010年12月17日法第2条および第87条に定める投資信託の一つまたは複数のコンパートメントの清算を命じるものとし、その場合かかるコンパートメントの認可が却下されるかまたは撤回される。ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。所在加盟国の監督当局は、当該上場廃止についてCSFSより通知を受ける。

(後略)

<訂正後>

管理会社およびトラスト (したがってファンド)はCSFSの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ <u>ルクセンブルグにおいて設定されたすべての投資信託は、2010年12月17日法第129条に従いCSFSの監督に服し、CSFSに登録しなければならない。</u>

(中略)

登録の拒絶または取消し

(中略)

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は商事事件を扱う地方裁判所の決定により解散および清算されうる。<u>商事事件を扱う地方裁判所は、検察官が請求を行うことで自発的に、またはCSFSの請求によって、()2010年12月17日法第2条および第87条に定める投資信託で、CSFSのリストへの登録が最終的に拒絶もしくは取消されたものについて、または()2010年12月17日法第2条および第87条に定める投資信託の一つもしくは複数のコンパートメントについて、かかるコンパートメントの認可が拒絶または取消された場合は、解散を宣告し、清算を命じるものとし、その場合かかるコンパートメントの認可が却下されるかまたは撤回される。ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。所在加盟国の監督当局は、当該上場廃止についてCSFSより通知を受ける。</u>

(後略)

- 4 手数料等及び税金
 - (2) 買戻し手数料

<訂正前>

なし。

<訂正後>

なし。(信託財産留保額は、かからない。)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

本ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20% (所得税15%、地方税 5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。

法人の益金不算入の適用は認められない。

ファンド証券の転換および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、 個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしく は恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは 一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

<訂正後>

本ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。したがって、日本の受益者に対する 課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。

平成25年1月1日から平成49年12月31日の間は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率 となる予定である。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20% (所得税15%、地方税 5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。

平成25年1月1日から平成49年12月31日の間は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率となる予定である。

法人の益金不算入の適用は認められない。

ファンド証券の転換および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、 個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

5 運用状況

(1) 投資状況

投資状況については、以下の内容に変更される。

資産別および地域別の投資状況

<u>米ドル・ファンド</u>

(2012年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	273,733,858	58.91
割引債	アメリカ合衆国	81,861,224	17.62
国債	アメリカ合衆国	76,774,121	16.52
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	32,500,000	6.99
\J\	計	464,869,203	100.05
現金・その他の資	夏 産(負債控除後)	(215,907)	(0.05)
合 (純資產	計 	464,653,296 (約38,190百万円)	100.00

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル=82.19円)による。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

投資有価証券の主要銘柄については、以下の内容が追加される。

米ドル・ファンド

(2012年3月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY BILL	アメリカ 合衆国	国債	0.00	04/05/2012	USD	43,875,000.00	43,872,721.99	43,874,829.18	9.44
2	UNITED STATES TREASURY BILL	アメリカ 合衆国	国債	0.00	04/12/2012	USD	32,900,000.00	32,898,087.69	32,899,291.74	7.08
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ 合衆国	割引債	0.00	05/18/2012	USD	28,982,000.00	28,977,464.01	28,978,438.38	6.24
4	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ 合衆国	割引債	0.00	04/25/2012	USD	26,070,000.00	26,068,826.85	26,069,000.65	5.61
5	SCOTIABANC INCORPORATED	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	04/02/2012	USD	23,000,000.00	22,998,019.44	23,000,000.00	4.95
6	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	05/07/2012	USD	23,000,000.00	22,994,345.83	22,996,645.83	4.95
7	OVERSEA CHINESE BANKING CORP LTD	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	06/01/2012	USD	23,000,000.00	22,981,395.56	22,987,733.34	4.95
8	ABN AMRO FUNDING USA LC	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	04/17/2012	USD	22,855,000.00	22,851,038.47	22,852,714.50	4.92
9	ING (US) FUNDING LLC	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	04/23/2012	USD	21,430,000.00	21,426,999.80	21,427,749.85	4.61
10	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	アメリカ 合衆国	コマーシャル ・ペーパー	0.00	05/23/2012	USD	21,325,000.00	21,310,226.51	21,316,238.98	4.59

(3) 運用実績

純資産の推移

純資産の推移については、以下の内容が追加される。

2011年11月 1 日より2012年 3 月末日までの期間の各月末の純資産の推移は次のとおりである。 <u>米ドル・ファンド</u>

	純資産総額		一口当りの	純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2011年11月末	496,859	40,837	0.01	0.82
12月末	488,541	40,153	0.01	0.82
2012年 1 月末	469,899	38,621	0.01	0.82
2 月末	460,683	37,864	0.01	0.82
3月末	464,653	38,190	0.01	0.82

⁽注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.19円)による。

分配の推移

分配の推移については、以下の内容が追加される。

米ドル・ファンドの2011年4月1日から2012年3月末日までの100口当り分配金の合計額は、0.0001095米ドルであった。

収益率の推移

収益率の推移については、以下の内容が追加される。

2011年4月1日から2012年3月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率(注)
米ドル・ファンド	0.01%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出した。

収益率(%)=100×(a-b)/b

- a=当該期間末の1口当り純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
- b=当該期間の直前のファンド取引日の1口当り純資産価格(分配落の額)

(参考情報)

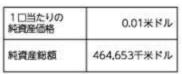
当該情報については、以下の内容に更新される。

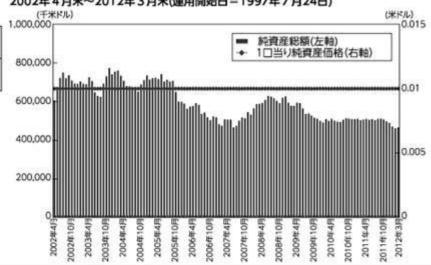
2012年3月末日現在

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果 を約束するものではありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

2002年4月末~2012年3月末(運用開始日=1997年7月24日)





分配の推移

会計年度 (年度末)	第10会計年度 (2007年 8月31日)	第11会計年度 (2008年 8月31日)	第12会計年度 (2009年 8月31日)	第13会計年度 (2010年 8月31日)	第14会計年度 (2011年 8月31日)	設定来累計
100口当たりの分配金 (税引前、米ドル)	0.0471806	0.0323465	0.0049128	0.0002159	0.0001729	0.3710325

主な資産の状況

投資状況

資産の種類

コマーシャル・ペーパー

高(2)情

建设性预会双套

設金・その他の資産(各価契約後)

投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(2012年3月末日							
	\$8.85	発行地	極戦	利率(%)	債銀日	湖田	(%)
1	UNITED STATES TREASURY BILL	アメリカ合衆国	医黄	0.00	04/05/2012	USD	9.44
2	UNITED STATES TREASURY BILL	アメリカ合衆国	四個	0.00	04/12/2012	USD	7.08
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	制引債	0.00	05/18/2012	USD	6.24
4	FEDERALHOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	納引債	0.00	04/25/2012	USD	5,61
5	SCOTIABANC INCORPORATED	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	04/02/2012	USD	4.95
6	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	05/07/2012	USD	4.95
7	OVERSEA CHINESE BANKING CORP LTD	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	06/01/2012	USD	4.95
8	ABN AMRO FUNDING USA LC	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	04/17/2012	USD	4.92
9	ING (US) FUNDING LLC	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	04/23/2012	USD	4.61
10	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	05/23/2012	LISD	4.59

100.00 (注) 投資比率とは、ファンドの約費産締結に対する当該費任の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2012年3月末日現在)

アメリカ合衆国

アメリカの発症

アメリカ合衆国

アメリカ合衆国

(96)

58.91

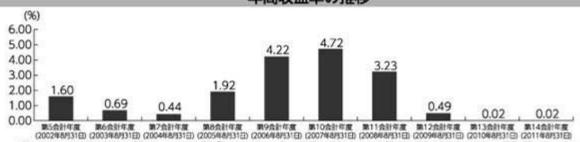
17.52

16.52

6.99 100.05

-0.05

年間収益率の推移



ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の 計算式により算出しました。

収益率(%)=100×(a-b)/b a=当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額) b=当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 販売及び買戻しの実績

販売及び買戻しの実績については、以下の内容が追加される。

2011年4月1日から2012年3月末日までの期間における販売および買戻しの実績、ならびに2012年3月末 日現在のファンド証券の発行済口数は次のとおりである。

<u>米ドル・ファンド</u>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
30,347,282,914	34,426,985,332	46,465,329,558
(30,347,282,914)	(34,426,985,332)	(46,465,329,558)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

<u>次へ</u>

第3 ファンドの経理状況

ファンドの経理状況については、以下の中間財務書類が追加される。

ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。

ファンドの原文の中間財務書類は以下の通貨で表示されている。

米ドル・ファンド = 米ドル

日本文の中間財務書類には、以下に掲げた通貨の、2012年3月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル= 82.19円

次へ

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(1) 資産及び負債の状況

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

純資産計算書

2012年 2 月29日現在

(未監査)

	米ドル・フ	ァンド
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券(償却原価)(注2)	460,779,099	37,871,434
未収利息	231,094	18,994
現金預金	17,745	1,458
その他の未収金	59,674	4,905
資産合計	461,087,612	37,896,791
負債		
未払投資顧問報酬(注4)	137,225	11,279
未払弁護士報酬	89,946	7,393
未払監査報酬	74,676	6,138
未払管理事務報酬(注4)	72,386	5,949
未払印刷費用	41,801	3,436
未払販売報酬(注4)	38,893	3,197
未払保管報酬	19,206	1,579
未払取締役報酬	7,445	612
未払名義書換事務代行会社報酬	3,984	327
未払代行協会員報酬	3,880	319
未払管理報酬(注4)	2,467	203
未払分配金(注3)	138	11
控除:払戻された費用(注4)	(87,655)	(7,204)
負債合計	404,392	33,237
純資産額	460,683,220	37,863,554
分配型クラス:		
クラス別純資産額	460,683,220	37,863,554
発行済受益証券口数	46,068,321,966	
一口当り純資産価格	0.01	0.82円

統計情報

純資産額		
分配型クラス		
2009年 8 月31日現在	537,307,364	44,161,292
2010年 8 月31日現在	504,196,772	41,439,933
2011年 8 月31日現在	509,178,345	41,849,368
2012年 2 月29日現在	460,683,220	37,863,554
発行済受益証券口数 分配型クラス		
2009年 8 月31日現在	53,730,736,425	
2010年 8 月31日現在	50,419,677,220	
2011年 8 月31日現在	50,917,834,460	
2012年 2 月29日現在	46,068,321,966	
一口当り純資産価格 分配型クラス		
2009年 8 月31日現在	0.01	0.82円
2010年 8 月31日現在	0.01	0.82円
2011年 8 月31日現在	0.01	0.82円
2012年 2 月29日現在	0.01	0.82円

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

損益計算書

2012年 2月29日に終了した 6か月間

(未監査)

収益 (米ドル) (千円) 受取利息(注2) 639,007 52,5 収益合計 639,007 52,5 費用 604,659 49,6 控除:権利放棄報酬(注4) (171,394) (14,0 投資顧問報酬 - 純額 433,265 35,6 販売報酬(注4) 979,394 80,4 控除:権利放棄報酬(注4) (856,970) (70,4 販売報酬 - 純額 122,424 10,0 代行協会員報酬(注4) 195,878 16,0 控除:権利放棄報酬(注4) (183,636) (15,0	
受取利息(注2)639,00752,5収益合計639,00752,5費用投資顧問報酬(注4)604,65949,6控除: 権利放棄報酬(注4)(171,394)(14,0投資顧問報酬 - 純額433,26535,6販売報酬(注4)979,39480,4控除: 権利放棄報酬(注4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注4)195,87816,0	
収益合計639,00752,5費用投資顧問報酬(注4)604,65949,6控除:権利放棄報酬(注4)(171,394)(14,0投資顧問報酬 - 純額433,26535,6販売報酬(注4)979,39480,4控除:権利放棄報酬(注4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注4)195,87816,0	
費用投資顧問報酬(注4)604,65949,6控除:権利放棄報酬(注4)(171,394)(14,0投資顧問報酬 - 純額433,26535,6販売報酬(注4)979,39480,4控除:権利放棄報酬(注4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注4)195,87816,0	20
投資顧問報酬(注 4)604,65949,6控除:権利放棄報酬(注 4)(171,394)(14,0投資顧問報酬 - 純額433,26535,6販売報酬(注 4)979,39480,4控除:権利放棄報酬(注 4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注 4)195,87816,0	20
控除: 権利放棄報酬(注 4)(171,394)(14,000000000000000000000000000000000000	
投資顧問報酬 - 純額433,26535,6販売報酬(注 4)979,39480,4控除: 権利放棄報酬(注 4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注 4)195,87816,0	97
販売報酬(注4)979,39480,4控除:権利放棄報酬(注4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注4)195,87816,0	87)
控除: 権利放棄報酬(注 4)(856,970)(70,4販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注 4)195,87816,0	10
販売報酬 - 純額122,42410,0代行協会員報酬(注4)195,87816,0	96
代行協会員報酬(注4) 195,878 16,0	34)
	62
控除:権利放棄報酬(注 4) (183,636) (15,0	99
	93)
代行協会員報酬 - 純額 12,242 1,0 ————————————————————————————————————	06
管理事務報酬(注 4) 109,375 8,9	90
弁護士報酬 78,139 6,4	22
印刷費用 36,051 2,9	63
保管報酬 29,076 2,3	90
監査報酬 22,658 1,8	62
取締役報酬 20,520 1,6	87
その他の費用 7,653 7,653	29
管理報酬(注 4) 7,462 6	13
名義書換事務代行会社報酬 5,994 5,994	93
控除:払戻された費用(注4) (272,737) (22,4	16)
その他報酬・純額 44,191 3,6	32
費用合計 612,122 50,3	10
投資純利益 26,885 2,2	10

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

純資産変動計算書

2012年 2月29日に終了した 6か月間

(未監査)

	米ドル・フ	'ァンド
	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純利益	26,885	2,210
運用による純資産の純増加額	26,885	2,210
受益証券取引:		
受益証券の発行手取金	143,459,040	11,790,898
受益証券への再投資分配金(注3)	19,497	1,602
受益証券買戻し	(191,973,662)	(15,778,315)
受益証券取引による純資産の減少額	(48,495,125)	(3,985,814)
支払われた分配金(注3)	(7,388)	(607)
再投資された分配金(注3)	(19,497)	(1,602)
分配金合計	(26,885)	(2,210)
純資産の減少額	(48,495,125)	(3,985,814)
期首現在純資産	509,178,345	41,849,368
期末現在純資産	460,683,220	37,863,554

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

中間財務書類に対する注記 2012年2月29日現在

1 一般的情報:

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づきアンブレラ型の共有持分型投資信託("fonds commun de placement")としてルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する。

トラストは現在、米ドル・ファンドというファンドを募集している。米ドル・ファンドは1997年7月24日に投資運用を開始した。

ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを目的とする。ファンドの純資産の50%超は、日本国の法令に基づき日本の規制当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法(以下「金融商品取引法」という。)に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

2011年1月1日付で、トラストは2002年12月20日法のパート に替わる2010年12月17日法に服する。

2012年2月14日付で、管理会社の取締役会はファンドの法律顧問をシュヴァリエ・アンド・シャレからアレント・アンド・メデルナッハに変更することを承認した。

2 重要な会計方針の要約:

トラストの財務書類は、ルクセンブルグ当局の法定報告要件に従って作成されている。

(a) 組入金融商品の評価

有価証券、金融市場商品およびその他の金融商品は、償却原価法により評価される。この方法に基づき、償却原価は、当該金融商品をその取得原価で評価し、その後、金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額または額面超過額を満期に至るまで均等額で償却することを前提として決定される。

ファンドの保有するポートフォリオは、市場相場で計算された純資産価格と償却原価法により計算された純資産価格との間に差異がないか判断するため、管理会社の取締役会により、またはその指示に基づき定期的に見直される。既存の受益者である投資家に対して大幅な希薄化またはその他の不利益をもたらす可能性のある差異の存在が認められる場合、管理会社は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、期限前に組入金融商品を売却するか、もしくは利用可能な市場相場を用いて受益証券一口当りの純資産価格を計算するなど、必要かつ適切とみなされる是正措置をとる。

(b) 証券取引

証券取引は、適用できる場合当該取引日に計上される。

(c) 受取利息

受取利息は日々発生し、額面超過額の償却および割引額の増価を含んでいる。受取利息は発生主義に基づいて認識され、源泉税を受領したかまたは源泉税が未収の場合を除き、源泉税を控除して表示される。

(d) 外貨換算

トラストの会計は米ドルで維持されている。米ドル建て以外の資産および負債がある場合には、2012年2月29日現在利用できる直近の為替相場の仲値で米ドルに換算される。

3 配当および分配:

元本成長型受益証券を除き、管理会社は、各クラスの受益証券一口当りの純資産価格を1米セント(米ドル・ファンドの場合)に維持することができる範囲で、毎日分配を宣言することを企図している。

毎月の最終ファンド取引日に宣言され、(当該最終ファンド取引日の前日(同日を含む)までに)発生し、未払いであるすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の国の分配金についての源泉税および支払うことが要求されるその他の税金(もしあれば)を控除後)、当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される受益証券一口当りの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき受益証券が発行される。

4 管理契約、管理事務契約、投資顧問契約および販売契約:

管理会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを米ドル・ファンドの投資顧問会社(以下「投資顧問会社」という。)として任命した。管理会社は、ファンドに対し四半期毎に3,750米ドルの報酬を受領する権利を有する。投資顧問会社は、提供した投資顧問業務に対して、助言を受けるファンドの日々の平均純資産額の年率0.25%で日割り計算された報酬を四半期毎に受領する権利を有する(四半期管理報酬純額)。

投資顧問会社は、この報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しているため、2012年2月29日に終了した期間中に、米ドル・ファンドは日々の平均純資産額の0.18%を請求されるにとどまった。

ファンドの管理事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーは、 資産額に基づく報酬を受領する権利を有する。

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドに提供した代行協会員業務に対して、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%の報酬をファンドから四半期毎に支払われる。代行協会員は、その裁量による終了を条件として、その報酬の一部を放棄することに自発的に同意しており、そのため、ファンドは、2012年2月29日に終了した期間中に、日々の平均純資産額の0.005%を請求されるにとどまった。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券、株式会社三菱東京UFJ銀行、東海東京証券株式会社、農林中央金庫およびモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、米ドル・ファンドの日本における販売会社として活動している。これらの販売会社は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.40%で日割り計算される販売報酬を四半期毎に受領する権利を有する。これらの販売会社は、当該各会社の裁量による終了を条件として、かかる報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しており、そのため、2012年2月29日に終了した期間中に、米ドル・ファンドは、日々の平均純資産額の0.05%を請求されるにとどまった。

当期の総利回りが0.50%を下回ったため、適用される総費用比率は0.25%であった。

この財務書類に対する注記に記載されている各種報酬の任意の権利放棄がなければ、ファンドの費用はより高額になっていたはずである。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

5 税金:

トラストは税務上ルクセンブルグ法に服す。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは年次税 (taxe d'abonnement) を免除されており、またトラストにおける実現利益に係る課税も免除されている。

6 投資有価証券変動明細表:

当年度中の投資有価証券変動明細表は、管理会社の登記上の事務所において無料で入手可能である。

(2) 投資有価証券明細表等

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

投資有価証券明細表 2012年 2 月29日現在

(米ドルで表示) (未監査)

発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
譲渡性のある有価証券および短期金融	————— 商品					
	į	副引債 - 41.75%	6			
Fannie Discount Note	USD	20,755,000	0.01	2012/03/07	20,754,965	4.50
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,155,000	0.01	2012/03/02	9,154,998	1.99
Federal Home Loan Discount Note	USD	53,210,000	0.09	2012/03/02	53,209,874	11.55
Federal Home Loan Discount Note	USD	42,745,000	0.07	2012/03/06	42,744,614	9.28
Federal Home Loan Discount Note	USD	28,645,000	0.08	2012/03/09	28,644,491	6.22
Federal Home Loan Discount Note	USD	33,430,000	0.07	2012/03/16	33,429,025	7.26
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,385,000	0.01	2012/04/16	4,384,636	0.95
割引債合計					192,322,603	41.75
	コマーシャ	ル・ペーパー	- 39.55%			
ABN Amro Funding USA LC	USD	10,000,000	0.29	2012/03/08	9,999,436	2.17
ANZ National International Ltd	USD	7,000,000	0.26	2012/05/02	6,996,866	1.52
Barclays (US) Funding LLC	USD	19,995,000	0.16	2012/03/09	19,994,289	4.34
Credit Suisse NY	USD	9,720,000	0.20	2012/03/07	9,719,676	2.11
Deutsche Bank LLC	USD	22,000,000	0.27	2012/03/14	21,997,855	4.77
DnB NOR Bank ASA	USD	5,000,000	0.22	2012/03/12	4,999,664	1.09
DnB NOR Bank ASA	USD	6,475,000	0.15	2012/03/14	6,474,649	1.41
ING (US) Funding LLC	USD	4,390,000	0.20	2012/03/01	4,390,000	0.95
Nordea North America	USD	17,000,000	0.60	2012/08/08	16,954,667	3.68
NRW. Bank	USD	20,000,000	0.22	2012/03/26	19,996,945	4.34
Rabobank USA	USD	11,000,000	0.47	2012/04/04	10,995,117	2.39
Rabobank USA	USD	8,500,000	0.43	2012/06/01	8,490,659	1.84
Skandinaviska Enskilda Banken AG	USD	10,115,000	0.19	2012/03/01	10,115,000	2.19
Svenska Handelsbanken AB	USD	21,325,000	0.29	2012/05/23	21,310,742	4.63
Toronto-Dominion Holding	USD	9,748,000	0.07	2012/03/05	9,747,924	2.12
コマーシャル・ペーパー合計					182,183,489	39.55
		国債 - 9.52%				
United States Treasury Bills	USD	28,140,000	0.04	2012/04/05	28,139,001	6.11
United States Treasury Bills	USD	15,735,000	0.07	2012/04/05	15,734,006	3.41
国債合計		, ,			43,873,007	9.52
			6%			
Swedbank (Sparbank)	USD	22,400,000	0.84	2012/03/01	22,400,000	4.86
変動利付債合計		,,.,	-		22,400,000	4.86
~~ 131315C FM H I					, .50,000	

ANZ National International Ltd	USD	15,000,000	0.61	2012/06/12	15,000,000	3.26	
Royal Bank of Canada NV	USD	5,000,000	0.49	2012/11/27	5,000,000	1.08	
譲渡性預金証書合計					20,000,000	4.34	
譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計 460,779,099 d 1 (償却原価 - USD460,779,099)							
投資有価証券合計					460,779,099	100.02	
その他の負債の資産超過分					(95,879)	(0.02	
純資産合計					460,683,220	100.00	

添付の注記は当財務書類の一部である。

<u>前へ</u> <u>次へ</u>

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

資本金の額

<u>2011年10月末日</u>現在、授権資本および払込済資本金は<u>22万5,000米ドル(約1,749万円)</u>で、全額払込済である。 また、1 株1,500米ドル(約11万6,625円)の記名株式<u>150株</u>を発行済である。

2011年4月12日現在、管理会社の株式の額面価格が1株1,000米ドル(約7万7,750円)から1株1,500米ドル (約11万6,625円)に引き上げられている。

過去5年における資本金の額の増減

	授権資本および払込済資本金 (米ドル)	増減(米ドル)
2007年10月末日現在	150,000	0
2008年10月末日現在	150,000	0
2009年10月末日現在	150,000	0
2010年10月末日現在	150,000	0
2011年 4 月12日現在	225,000	75,000
2011年10月末日現在	225,000	0

(後略)

<訂正後>

資本金の額

2012年 5 月15日現在、授権資本および払込済資本金は<u>54万7,500米ドル(約4,500万円)</u>で、全額払込済である。 また、1 株1,500米ドル(約12万3,285円)の記名株式<u>365株</u>を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル=82.19円)による。

過去5年における資本金の額の増減

	授権資本および払込済資本金 (米ドル)	増減(米ドル)
2007年10月末日現在	150,000	0
2008年10月末日現在	150,000	0
2009年10月末日現在	150,000	0
2010年10月末日現在	150,000	0
2011年 4 月12日現在	225,000	75,000
2011年10月末日現在	225,000	0
2012年 5 月15日現在	<u>547,500</u>	<u>322,500</u>

⁽注)額面価格 1 株1,500米ドルの株式215株の2012年 5 月15日付発行により、管理会社の資本金の額は、22万5,000米ドルから54万7,500米ドルに増加した。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2011年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約61,503百万円である(平成23年10月31日現在の株式会社三菱東京 UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.75円)で計算。)。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド 型投資信託	2	米ドル	<u>791,029,556米ドル</u> (約61,503百万円)

<訂正後>

(前略)

2012年3月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約63,151百万円である(平成24年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.19円)で計算。)。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド 型投資信託	2	米ドル	<u>742,467,588米ドル</u> <u>(約61,023百万円)</u>
		<u>1</u>	<u>日本円</u>	2,128,039,794円

前へ 次へ

3 管理会社の経理状況

管理会社の経理状況については、以下のとおり更新される。

管理会社の最近2事業年度(2010年1月1日から12月31日までおよび2011年1月1日から12月31日まで)の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)を添付のとおり受領している。

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2012年3月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売 買相場の仲値(1米ドル=82.19円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

<u>前へ</u> 次へ

(1) 貸借対照表

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 貸借対照表 2011年12月31日現在

	注記	2011年		(修正再 2010	表示) 年
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
債権(一年以内期日到来)	4	659,225	54,182	679,787	55,872
資産合計		659,225	54,182	679,787	55,872
負債					
資本金および準備金					
引受済資本金	5	225,000	18,493	150,000	12,329
法定準備金	5	15,000	1,233	15,000	1,233
前期繰越損益	5	268,917	22,102	340,104	27,953
当期損益	5	1,918	158	3,813	313
引当金					
課税引当金		95,515	7,850	67,420	5,541
債務					
債務(一年以内期日到来)	6	52,875	4,346	103,450	8,503
負債合計		659,225	54,182	679,787	55,872

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 損益計算書

2011年12月31日終了年度

	注記	2011年		(修正再ā 2010 [£]	表示) 手
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
費用					
管理報酬	7	25,117	2,064	44,399	3,649
営業費用	8	115,188	9,467	120,536	9,907
利益に係る税金	9	31,856	2,618	33,418	2,747
その他の税金		2,469	203	860	71
当期損益		1,918	158	3,813	313
費用合計		176,548	14,510	203,026	16,687
				 -	
収益					
受取管理報酬	7	45,000	3,699	60,625	4,983
未収利息およびその他財務 収益	10	131,548	10,812	140,750	11,568
税金還付	9			1,651	136
収益合計		176,548	14,510	203,026	16,687

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 財務書類に対する注記 2011年12月31日終了年度

注1 一般事項

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済み)に定められる株式会社として1988年11月21日に設立され、その存続期間は無期限である。

当社の登記上の住所はルクセンブルグ セニンガーバーグL-2633 トレヴェ通り6B番である。

当社の事業は、関連会社により販売促進されている投資信託の管理運用を行うことである。

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までである。

当社の最終的な親会社および支配会社であり、当社が属し、かつグループの連結財務書類を作成している最大の企業集団はモルガン・スタンレーであり、当社およびモルガン・スタンレーの他の子会社と共に「モルガン・スタンレー・グループ」を形成している。モルガン・スタンレーはアメリカ合衆国デラウェア州において設立され、その財務書類の写しは、ロンドン市E14 4QA カナリーワーフ キャボット・スクエア25において入手可能である。

当社の基本経済環境における主要通貨はアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)である。したがって 財務書類は米ドルで作成されている。

年次財務書類の提出は、2002年12月19日法(改正済み)により義務付けられている。当社の年次財務書類はルクセンブルグ大公国における法令および一般に認められた会計原則に従い作成されている。

当期の経済状況

2011年を通じて、欧州債務危機、米国連邦債務の上限問題および世界の株式市場におけるボラティリティをもたらす経済成長の鈍化に対する懸念で、経済状況は依然として厳しいものとなった。こうした状況は、将来的に当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性のある事業の先行きの問題と不透明感を示している。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレー・グループの活動を支えるために利用される十分な財源を確保するため、モルガン・スタンレー・グループが市場ストレスに耐えうるように、また世界中の規制当局によって提唱される規制上のストレステストにおける要件を満たすため、引き続き資本および流動性ポジションを積極的に管理している。

2011年を通じて、モルガン・スタンレー・グループは、より多様で耐性のある財源に有利な短期の資金調達に対する依存を減らして、資金調達における債務構成に注力している。モルガン・スタンレー・グループはこの方針を継続している。

この積極的な管理に沿って、2011年6月には、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが保有する額面価格78億米ドルの発行済み配当率10%シリーズB非累積的無議決権転換型優先株をモルガン・スタンレーの普通株式385,464,097株に転換することにより、モルガン・スタンレー・グループの資本基盤はさらに強化された。

こうしたすべての要因を考慮した上で、取締役らには、当社が今後の経営存続のために十分な財源を利用できなくなると判断するに足る根拠はない。したがって、取締役は引き続きゴーイング・コンサーンベースで運用報告書および年次財務書類を作成する。

注2 重要な会計方針の要約

2.1 一般原則

財務書類は、一般に認められた会計原則およびルクセンブルグ大公国において有効な法令に準拠して作成されている。

2.2 外貨換算

当社の会計記録は米ドルで記帳されており、年次財務書類は当該通貨で表示されている。その他の通貨建ての金額は、以下に基づき基準通貨に換算される。

- その他の通貨で表示されている貸借対照表上のすべての貨幣項目は、貸借対照表日付の為替レートで換算される。ただし、非貨幣項目については取引日現在の実勢為替レートで換算される。
- その他の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。
- 実現および未実現為替再評価損益は、損益計算書に反映される。

2.3 債権

流動資産に含まれる債権は、名目価値で評価される。見積り実現評価額が名目価値を下回った場合に評価調整がなされる。

2.4 債務

当社の債務は名目価値で評価される。

2.5 過年度遡及修正

当期の年次財務書類は、外部当事者との間の債権・債務残高の認識に関する過年度における誤謬の修正が反映されている。かかる誤謬は、課税引当金その他の債権債務残高に影響を与えている。損益勘定は、過年度において計上されなかった取締役業務報酬、課税に対する関連影響および投資信託からの償還収益を計上するための再表示を行っている。当期の実績および管理会社の純資産に対して、かかる修正から生じる影響はない。この修正の影響の詳細については、年次財務書類の注3において開示されている。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

注3 過年度遡及修正

年次財務書類は、96,056米ドルのその他の債権、29,503米ドルのその他の債務、および66,553米ドルの課税準備金に対する修正の脱漏に関する過年度の誤謬の修正を反映している。損益勘定においても、過年度において計上されなかった86,810米ドルの取締役業務報酬(営業費用に含まれる)、32,548米ドルの利益に係る税金、および119,358米ドルの投資信託からのその他の未収収益(未収利息およびその他財務収益に含まれる)を計上するための再表示が行われている。これらの修正は過年度における純資産または業績に影響を与えない。

注4 債権

	2011年 (米ドル)	(修正再表示) 2010年 (米ドル)
関連企業からの未収金	523,162	583,731
その他債権	136,063	96,056
	659,225	679,787

当社の財務運用は、関連会社により管理されている。当社のすべての収益および費用は、当社に代わり、関連会社により受領されまた支払われる。

すべての債権は1年以内に償還期限が到来する。

注5 資本金および準備金

	引受済資本金 (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	繰越損益 (米ドル)	年度別損益 (米ドル)	資本合計 (米ドル)
2011年 1 月 1 日現在残高	150,000	15,000	340,104	3,813	508,917
損益の配分			3,813	(3,813)	
配当可能剰余金の繰入	75,000		(75,000)		
当期損益				1,918	1,918
2011年12月31日現在残高	225,000	15,000	268,917	1,918	510,835

引受済資本金:

授権済、引受済および全額払込済: 2011年 2010年 (米ドル) (米ドル) (米ドル) 1株当り額面1,500米ドルの記名株式150株 (2010年: 1株当り1,000米ドル) 225,000 150,000

ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の第184条(3)に基づき、2010年法の施行前に設立された2002年法第14章に基づく管理会社は、法律上2010年法に準拠し、したがって2010年法第16章が適用される。2010年法第125条(2)(a)において、当社のような管理会社は最低125,000ユーロの払込資本金が必要である旨が定められている。

2010年12月31日現在、150,000米ドルの当社の記名株式のユーロ建て総額は、2010年12月31日現在の外国為替レートによると112,000ユーロであった。2011年4月12日付で、当社は、2010年法の最低払込資本金の要件を満たすため、75,000米ドルの配当可能剰余金を繰り入れることにより、当社の払込済記名株式150株の額面価額を1株当り1,000米ドルから1株当り1,500米ドルに引き上げた。

法定準備金:

ルクセンブルグの商事会社法に基づき、当社は各事業年度の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金残高が発行済株式資本金の10%である22,500米ドルに達した場合に不要となる。法定準備金は株主に対する配当金として利用することはできない。当社の年次財務書類が当社取締役に承認され次第、2011年12月31日までの事業年度において稼得した純利益に関して、必要な法定準備金への繰入れが行われる。

注6 債務

	2011年 (米ドル)	(修正再表示) 2010年 (米ドル)
関連企業への未払金	19,323	73,947
その他債務	33,552	29,503
	52,875	103,450

すべての債務は1年以内に支払われる。

注7 管理報酬費用/受取管理報酬

当社は、当社の受取管理報酬の95%に相当する管理報酬費用を関連相手先に支払う。これらの管理報酬費用は、受取管理報酬の5%の最低のコマーシャル・ベースでのマージンを受領するよう修正されている。

注8 営業費用

	2011年 (米ドル)	(修正再表示) 2010年 (米ドル)
監査報酬	19,420	21,136
納税手数料	3,781	5,784
規制上の加盟手数料	7,455	6,786
取締役業務報酬	84,249	86,810
その他費用	283	20
	115,188	120,536

注9 税金

当社の所得税は、ルクセンブルグの法人税および地方事業税を示している。当社は実効法人税率28.80%で課税される。(2010年度:28.59%)

所得税は以下のとおりである。

	2011年 (米ドル)	(修正再表示) 2010年 (米ドル)
所得税	31,856	33,418

2010年度の利益に対する課税を相殺した前年度の法人税および地方事業税に関する調整にかかる2010年度の税金還付額は1,651米ドルである。

注10 未収利息およびその他財務収益

	2011年 (米ドル)	(修正再表示) 2010年 (米ドル)
関連企業からの未収利息	9,595	11,335
投資信託からのその他未収金	115,773	119,358
外国為替再評価益	6,180	10,057
	131,548	140,750

関連企業からの未収利息額は関連企業への貸付金に対する利息額からなる。

注11 従業員

当期中、当社には従業員はいなかった(2010年度:なし)。

前へ 次へ

BALANCE SHEET

As at December 31, 2011

			As restated
		2011	2010
	Note	USD	USD
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors (due within one year or less)	4	659,225	679,787
TOTAL ASSETS		659,225	679,787
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	5	225,000	150,000
Legal reserve	5	15,000	15,000
Result brought forward	5	268,917	340,104
Result for the year	5	1,918	3,813
PROVISIONS			
Provisions for taxation		95,515	67,420
CREDITORS			
Creditors (due within one year or less)	6	52,875	103,450
TOTAL LIABILITIES		659,225	679,787

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

For the year ended December 31, 2011

			As restated
		2011	2010
	Note	USD	USD
CHARGES			
Management fees	7	25,117	44,399
Operating charges	8	115,188	120,536
Tax on profit	9	31,856	33,418
Other taxes		2,469	860
Result for the financial year		1,918	3,813
TOTAL CHARGES		176,548	203,026
INCOME			
Management fee income	7	45,000	60,625
Interest receivable and other financial income	10	131,548	140,750
Tax recovery	9		1,651
TOTAL INCOME	E 19	176,548	203,026

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

1. GENERAL

Morgan Stanley Asset Management S.A. (the "Company") was established on November 21, 1988 as a "Société Anonyme" within the definition of the Luxembourg Law of August 10, 1915, as amended, on commercial companies for an unlimited period of time.

The registered office of the Company is 6B, route de Trèves, L-2633, Senningerberg, Luxembourg.

The business of the Company is the administration and management of the collective investment undertakings promoted by related corporations.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest group of which the Company is a member and for which group accounts are prepared is Morgan Stanley, which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings form the "Morgan Stanley Group". Morgan Stanley is incorporated in Delaware, the United States of America and copies of its accounts can be obtained from 25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA.

The main currency of the Company's primary economic environment is the United States Dollar ("USD"); the accounts are therefore prepared in this currency.

The presentation of the annual accounts is that required by the Law of December 19, 2002, as amended. The annual accounts of the Company have been established in accordance with the laws and regulations of the Grand-Duchy of Luxembourg and with generally accepted accounting principles.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

1. GENERAL (CONTINUED)

Current market conditions

During 2011, economic conditions have remained challenging with concerns about the sovereign debt crisis in Europe, the US federal debt ceiling and slower economic growth leading to volatility on the global equity markets. These conditions present difficulties and uncertainty for the business outlook which may adversely impact the financial performance of the Company in the future.

Morgan Stanley continues to actively manage its capital and liquidity position to ensure adequate resources are available to support the activities of the Morgan Stanley Group, to enable the Morgan Stanley Group to withstand market stresses, and to meet regulatory stress testing requirements proposed by regulators globally.

Throughout 2011, the Morgan Stanley Group has been focused on the composition of its funding liabilities, reducing reliance on short term funding in favour of more diverse and durable funding sources. This remains an ongoing objective of the Morgan Stanley Group.

In line with this active management, in June 2011, the Morgan Stanley Group's capital position has been further strengthened by converting its outstanding Series B Non-Cumulative Non-Voting Perpetual Convertible Preferred Stock with a face value of USD 7.8 billion and a 10% dividend issued to Mitsubishi UFJ Financial Group Inc, for 385,464,097 shares in Morgan Stanley's common stock.

Taking all of these factors into consideration, the Directors have no reason to believe that the Company will not have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the management report and annual accounts.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

2.1 General principles

The accounts have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles and in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

2.2 Translation of foreign currencies

The Company maintains its accounting records in USD and the annual accounts are expressed in this currency.

Amounts in foreign currencies are translated into the base currency on the following bases:

- All balance sheet monetary items expressed in a foreign currency are converted at the rate of
 exchange ruling at the balance sheet date while non-monetary items are translated at exchange
 rates prevailing at the transaction dates;
- Income and expenses in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates prevailing at transaction date;
- Both realised and unrealised foreign exchange revaluation gains and losses are reflected in the profit and loss account.

2.3 Debtors

Debtors included in current assets are valued at their nominal value. A value adjustment is accounted for if the estimated realisable value is lower than the nominal value.

2.4 Liabilities

Liabilities of the Company are valued at their nominal value.

2.5 Prior year adjustment

The annual accounts for the current year reflect the correction of an error in prior years relating the recognition of receivable and payable balances with external parties. This error has impacted the provision for taxation, other debtors and other creditors balances. The profit and loss account has been restated to record previously unrecorded directors service fees, the associated impact on taxation, and reimbursement income from the collective investment undertakings. There is no impact on the result for the year and on the net assets of the Company arising from these adjustments. Further details of the impact of this correction are disclosed in note 3 to the annual accounts.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

3. PRIOR YEAR ADJUSTMENT

The annual accounts reflect the correction of an error in the prior period relating to the omission of amounts due from other debtors of USD 96,056, amounts due to other creditors of USD 29,503 and an adjustment to provisions for taxation of USD 66,553. The profit and loss account has also been restated to record previously unrecorded Director service fees of USD 86,810 included within operating charges, tax on profit of USD 32,548 and other income receivable from collective investment undertakings of USD 119,358 included within interest receivable and other financial income. These corrections did not impact either the net assets nor the result for the year in the prior year.

4. DEBTORS

		As restated
	2011	2010
	USD	USD
Amounts due from affiliated undertakings	523,162	583,731
Other debtors	136,063	96,056
	659,225	679,787

The financial operations of the Company are managed by a related corporation. All the revenue and expenses of the Company are received and paid for by the related corporation on behalf of the Company.

All debtors are due within one year.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

5. CAPITAL AND RESERVES

Cuboudhod

	Subscribed capital	Legal	Result brought forward	Result for the year	Total equity
	USD	USD	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2011	150,000	15,000	340,104	3,813	508,917
Allocation of the result			3,813	(3,813)	
Incorporation of distributable reserves	75,000		(75,000)	-	
Result for the financial year	6	8		1,918	1,918
Balance at December 31, 2011	225,000	15,000	268,917	1,918	510,835
Subscribed capital:					
			20	011	2010
			U	SD	USD
Authorised, subscribed and full	y paid:				
150 registered shares with a par	value of USD 1,50	00 each (2010;			
USD 1,000 each)			225,0	000	150,000

Under Article 184 (3) of the Luxembourg law of December 17, 2010 relating to Undertakings for Collective Investment (the "2010 Law"), management companies subject to Chapter 14 of the 2002 Law, incorporated before the entry into force of the 2010 Law, are ipso jure governed by the 2010 Law and are thus subject to Chapter 16 of the 2010 Law. Article 125 (2) (a) of the 2010 Law states that management companies, such as the Company, must have a minimum paid-up capital of EUR 125,000.

At December 31, 2010 the total euro value of the Company's registered shares valued at USD 150,000 was EUR 112,000 based on the December 31, 2010 EUR/USD foreign exchange rate. On April 12, 2011, the Company increased the par value of its 150 fully paid registered shares from USD 1,000 each to USD 1,500 each through the incorporation of USD \$75,000 of its distributable reserves in order to ensure that the Company complied with the 2010 Law minimum paid-up capital requirements.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

5. CAPITAL AND RESERVES (CONTINUED)

Legal reserve:

In accordance with Luxembourg Company Law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profits for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance of the legal reserve reaches 10% of the issued share capital, being USD 22,500. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders. The required transfer to the legal reserve relating to the net profits earned in the financial year to December 31, 2011 will occur once the annual accounts of the Company have been approved by the Directors of the Company.

6. CREDITORS

		As restated
	2011	2010
	USD	USD
Amount owed to affiliated undertakings	19,323	73,947
Other creditors	33,552	29,503
	52,875	103,450

All creditors are payable within one year.

7. MANAGEMENT FEE EXPENSES/INCOME

The Company pays related party management fee expenses calculated based on 95% of the management fee income of the Company. Management fee expenses are then amended to ensure the minimum commercial margin of 5% of management fee income.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

8. OPERATING CHARGES

		As restated
	2011	2010
	USD	USD
Audit fees	19,420	21,136
Taxation fees	3,781	5,784
Regulatory membership fees	7,455	6,786
Director service fees	84,249	86,810
Other expenses	283	20
	115,188	120,536

9. TAXATION

The Company's taxes on income represent Luxembourg corporation tax and municipal business tax. The Company is fully taxable at an effective corporate tax rate of 28.80% (2010; 28.59%).

Taxes on income are analysed as follows:

And the first of the control of the first of		As restated
	2011	2010
	USD	USD
Income tax	31,856	33,418

The tax recovery balance of USD 1,651 in 2010 relates to an adjustment in respect of prior years corporate tax and municipal business tax which has offset the tax on profit for 2010.

NOTES TO THE ACCOUNTS

For the year ended December 31, 2011

10. INTEREST RECEIVABLE AND OTHER FINANCIAL INCOME

		As restated
	2011	2010
	USD	USD
Interest receivable from affiliated undertakings	9,595	11,335
Other income receivable from collective investment		
undertakings	115,773	119,358
Foreign exchange revaluation gain	6,180	10,057
	131,548	140,750

The interest receivable from affiliated undertakings amount comprises amounts due on affiliate loans.

11. EMPLOYEES

The Company employed no staff during the year (2010: nil).



モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 貸借対照表 2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
債権(一年以内期日到来)	4	583,731	47,977	507,978	41,751
資産合計		583,731	47,977	507,978	41,751
負債					
資本金および準備金					
引受済資本金	5	150,000	12,329	150,000	12,329
法定準備金	5	15,000	1,233	15,000	1,233
前期繰越損益	5	340,104	27,953	317,993	26,136
当期利益	5	3,813	313	22,111	1,817
負債および費用に対する 引当金					
課税引当金		867	71	2,874	236
債務					
債務(一年以内期日到来)	6	73,947	6,078		
名 唐人弘			47.077		44 754
負債合計		583,731	47,977	507,978	41,751

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 損益計算書 2010年12月31日終了年度

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
費用					
管理費用	7	44,399	3,649	68,661	5,643
未払利息および類似費用	8			5,725	471
営業費用	9	33,726	2,772	18,100	1,488
利益に係る税金	10	870	72	1,773	146
その他の税金		860	71	775	64
当期利益		3,813	313	22,111	1,817
費用合計		83,668	6,877	117,145	9,628
収益					
受取管理報酬	7	60,625	4,983	87,725	7,210
未収利息および類似収益	11	21,392	1,758	9,665	794
税金還付	10	1,651	136	19,755	1,624
収益合計		83,668	6,877	117,145	9,628

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

前へ次へ

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー 財務書類に対する注記 2010年12月31日現在

注1 主たる事業活動

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済み)に定められる株式会社として1988年11月21日に設立され、その存続期間は無期限である。

当社の登記上の住所はルクセンブルグ セニンガーバーグL-2633 トレヴェ通り6C番である。

当社の事業は、関連会社により販売促進されている投資信託の管理運用を行うことである。

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までである。

当社の最終的な親会社および支配会社であり、当社が属し、かつグループの連結財務書類を作成している最大の企業集団はモルガン・スタンレー(以下「当グループ」という。)である。モルガン・スタンレーはアメリカ合衆国デラウェア州において設立され、その財務書類の写しは、ロンドン市E14 4QA カナリーワーフ キャボット・スクエア25において入手可能である。

当社の基本経済環境における主要通貨はアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)である。したがって 財務書類は米ドルで作成されている。

年次財務書類の提出は、2002年12月19日法により義務付けられている。当社の年次財務書類はルクセンブルグ 大公国における法令および一般に認められた会計原則に従い作成されている。

当期の経済状況

2010年を通じて、経済状況は依然として厳しいものとなった。こうした状況は、将来的に当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性のある事業の先行きの問題と不透明感を示している。

2010年12月31日に終了した年度中、当グループは、当グループおよびその子会社の活動を支えるために利用される十分な財源を確保するため、当グループが市場ストレスに耐えうるように、また世界中の規制当局によって提唱される規制上のストレステストにおける条件を満たすため、引き続き資本および流動性ポジションを積極的に管理した。8月には、当グループは中国投資有限責任公司(China Investment Corporation Limited)に対し発行した56億米ドルの劣後債を56億米ドルの株式に転換することで自己資本を増強した。当期を通じて、当グループは、より多様で耐性のある財源に有利な短期の資金調達に対する依存を減らして、資金調達における債務構成に注力している。当グループはこの方針を継続している。

こうしたすべての要因を考慮した上で、取締役会は、当社が今後の経営存続のために十分な財源を利用できない状態で債務の返済を求められることはないと想定しても不合理でないと考えている。したがって、取締役は引き続きゴーイング・コンサーンベースで年次財務書類を作成する。

注2 一般に認められた会計原則との乖離

後記注3.2に記載のとおり、当社は外貨換算および金融商品にかかる未実現利益を認識している。このルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則との乖離は、2002年12月19日法第26条に従い当社の資産、負債、財務状態の真実かつ公正な概観を表示するために必要であると考えられる。

注3 重要な会計方針の要約

3.1 一般原則

未実現為替差益の認識に関する注3.2を除き、財務書類は、一般に認められた会計原則およびルクセンブルグ 大公国において有効な法令に準拠して作成されている。

3.2 外貨換算

当社の会計記録は米ドルで記帳されており、年次財務書類は当該通貨で表示されている。その他の通貨建ての金額は、以下に基づき基準通貨に換算される。

- その他の通貨で表示されている貸借対照表上のすべての貨幣項目は、貸借対照表日付の為替レートで換算される。ただし、非貨幣項目については取引日現在の実勢為替レートで換算される。
- その他の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。
- 実現および未実現為替再評価損益は、損益計算書に反映される。

3.3 債権

流動資産に含まれる債権は、名目価値で評価される。見積り実現評価額が名目価値を下回った場合に評価調整がなされる。

3.4 債務

当社の債務は名目価値で評価される。

注4 債権

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
関連企業からの未収金	583,731	507,978

当社の財務運用は、関連会社により管理されている。当社のすべての収益および費用は、当社に代わり、関連会社により受領されまた支払われる。

すべての債権は1年以内に償還期限が到来する。

注5 資本金および準備金

	引受済資本金 (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	繰越損益 (米ドル)	年度別損益 (米ドル)	資本合計 (米ドル)
2010年 1 月 1 日現在残高	150,000	15,000	317,993	22,111	505,104
損益の配分			22,111	(22,111)	
当期損益				3,813	3,813
2010年12月31日現在残高	150,000	15,000	340,104	3,813	508,917

引受済資本金:

授権済、引受済および全額払込済:

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
1 株当り額面1,000米ドルの記名株式150株	150,000	150,000

ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の第184条(3)に基づき、2010年法の施行前に設立された2002年法第14章に基づく管理会社は、法律上2010年法に準拠し、したがって2010年法第16章が適用される。2010年法第125条(2)(a)において、当社のような管理会社は最低125,000ユーロの払込資本金が必要である旨が定められている。

2010年12月31日現在、150,000米ドルの当社の記名株式のユーロ建て総額は、2010年12月31日現在の外国為替レートによると112,000ユーロであった。2011年4月12日付で、当社は、2010年法の最低払込資本金の要件を満たすため、75,000米ドルの配当可能剰余金を組入れることにより、当社の払込済記名株式150株の額面価額を1,500米ドルに引き上げた。

法定準備金:

ルクセンブルグの商事会社法に基づき、当社は各事業年度の純利益の少なくとも 5 %を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金残高が発行済株式資本金の10%である15,000米ドルに達した場合に不要となる。法定準備金は株主に対する分配金として利用することはできない。

注6 債務

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
関連企業への未払金	73,947	

すべての債務は1年以内に支払われる。

注7 管理費用/受取管理報酬

当社は、当社の受取管理報酬の95%に相当する管理費用を関連相手先に支払う。これらの管理費用は、受取管理報酬の5%の最低のコマーシャル・ベースでのマージンを受領するよう修正されている。

注8 未払利息および類似費用

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
為替再評価損		5,725
注 9 営業費用		
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
監査報酬	21,136	14,889
納税手数料	5,784	3,033
規制上の加盟手数料	6,786	
その他費用	20	178
	33,726	18,100

注10 税金

当社の所得税は、ルクセンブルグの法人税および地方事業税を示している。当社は実効法人税率28.59%で課税される。(2009年度:28.59%)

所得税は以下のとおりである。

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
所得税	870	1,773

2010年度の利益に対する課税を相殺した前年度の法人税および地方事業税に関する調整にかかる税金還付額は1,651米ドル(2009年度:19,755米ドル)である。

注11 未収利息および類似収益

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
関連企業からの未収利息	11,335	9,665
外国為替再評価益	10,057	
	21,392	9,665

関連企業からの未収利息額は関連企業への貸付金に対する利息額からなる。

注12 従業員

当期中、当社には従業員はいなかった(2009年度:なし)。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

Morgan Stanley Asset Management S.A.

BALANCE SHEET

As at December 31, 2010

		2010	2009
ASSETS	Note	USD	USD
CURRENT ASSETS			
Debtors (due within one year or less)	4	583,731	507,978
TOTAL ASSETS		583,731	507,978
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	5	150,000	150,000
Legal reserve	5	15,000	15,000
Result brought forward	5	340,104	317,993
Profit for the year	5	3,813	22,111
PROVISION FOR LIABILITIES AND CHARGES			
Provision for taxation		867	2,874
CREDITORS			
Creditors (due within one year or less)	6	73,947	
TOTAL LIABILITIES		583,731	507,978

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

For the year ended December 31, 2010

		2010	2009
and none	Note	USD	USD
CHARGES			
Management fee expenses	7	44,399	68,661
Interest payable and similar charges	8		5,725
Operating charges	9	33,726	18,100
Tax on profit	10	870	1,773
Other taxes		860	775
Result of the financial year		3,813	22,111
TOTAL CHARGES		83,668	117,145
INCOME			
Management fee income	7	60,625	87,725
Interest receivable and similar income	11	21,392	9,665
Tax recovery	10	1,651	19,755
TOTAL INCOME	_	83,668	117,145

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 1 - PRINCIPAL ACTIVITY

Morgan Stanley Asset Management S.A. (the "Company") was established on November 21, 1988 as a "Société Anonyme" within the definition of the Luxembourg Law of August 10, 1915, as amended, on commercial companies for an unlimited period of time.

The registered office of the Company is 6 C, route de Trèves, L-2633, Senningerberg, Luxembourg.

The business of the Company is the administration and management of the collective investment undertakings promoted by related corporations.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest group of which the Company is a member and for which group accounts are prepared is Morgan Stanley ("the Group"). Morgan Stanley is incorporated in Delaware, the United States of America and copies of its accounts can be obtained from 25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA.

The main currency of the Company's primary economic environment is the United States Dollar ("USD"); the accounts are therefore prepared in this currency.

The presentation of the annual accounts is that required by the Law of December 19, 2002. The annual accounts of the Company have been established in accordance with the laws and regulations of the Grand-Duchy of Luxembourg and with generally accepted accounting principles.

Morgan Stanley Asset Management S.A. NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

Current market conditions

During 2010, economic conditions have remained challenging. These conditions present difficulties and uncertainty for the business outlook which may adversely impact the financial performance of the Company in the future.

During the year ended December 31, 2010, the Group has continued to actively manage its capital and liquidity position to ensure adequate resources are available to support the activities of the Group and its subsidiaries, to enable the Group to withstand market stresses, and to meet regulatory stress testing requirements proposed by regulators globally. In August, the Group strengthened its capital position by converting \$5.6 billion of subordinated debentures issued to China Investment Corporation Limited into \$5.6 billion of equity shares. Throughout the year, the Group has been focused on the composition of its funding liabilities, reducing reliance on short term funding in favour of more diverse and durable funding sources. This remains an ongoing objective of the Group.

Taking all of these factors into consideration, the board of directors believe it is reasonable to assume that the Company will not be required to meet its debts without the Company having access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual accounts.

NOTE 2 - DEPARTURES FROM GENERALLY ACCEPTED ACCOUNTING PRINCIPLES

As described in Note 3.2 below, the Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies and on financial instruments. This departure from generally accepted accounting principles (GAAP) in force in the Grand-Duchy of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with Article 26 of the Law of December 19, 2002.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 3 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

3.1 General principles

The accounts have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles and in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg, with the exception of note 3.2 on the recognition of unrealised foreign exchange gains.

3.2 Translation of foreign currencies

The Company maintains its accounting records in USD and the annual accounts are expressed in this currency. Amounts in foreign currencies are translated into the base currency on the following bases:

- All balance sheet monetary items expressed in a foreign currency are converted at the rate of exchange ruling at the balance sheet date while non-monetary items are translated at exchange rates prevailing at the transaction dates;
- Income and expenses in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates prevailing at transaction date;
- Both realised and unrealised foreign exchange revaluation gains and losses are reflected in the profit and loss account.

3.3 Debtors

Debtors included in current assets are valued at their nominal value. A value adjustment is accounted for if the estimated realisable value is lower than the nominal value.

3.4 Liabilities

Liabilities of the Company are valued at their nominal value.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 4 - DEBTORS

2010	2009
USD	USD
583,731	507,978
	USD

The financial operations of the Company are managed by a related corporation. All the revenue and expenses of the Company are received and paid for by the related corporation on behalf of the Company.

All debtors are due within one year.

NOTE 5 - CAPITAL AND RESERVES

	Subscribed capital	Legal reserve	Result brought forward	Result for the year	Total equity
	USD	USD	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2010	150,000	15,000	317,993	22,111	505,104
Allocation of the result			22,111	(22,111)	174
Result for the financial year				3,813	3,813
Balance at December 31, 2010	150,000	15,000	340,104	3,813	508,917
Subscribed capital:					
			20	10	2009
			US	SD.	USD
Authorised, subscribed and f	ully paid:				
150 registered shares with a	par value of USD	1,000 each	150,0	00	150,000

Under Article 184 (3) of the Luxembourg law of December 17, 2010 relating to Undertakings for Collective Investment (the "2010 Law"), management companies subject to Chapter 14 of the 2002 Law, incorporated before the entry into force of the 2010 Law, are ipso jure governed by the 2010 Law and are thus subject to Chapter 16 of the 2010 Law. Article 125 (2) (a) of the 2010 Law states that management companies, such as the Company, must have a minimum paid-up capital of EUR 125,000.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

At December 31, 2010 the total euro value of the Company's registered shares valued at USD 150,000 was EUR 112,000 based on the December 31, 2010 EUR/USD foreign exchange rate. On April 12, 2011, the Company increased the par value of its 150 fully paid registered shares to USD 1,500 through the incorporation of USD \$75,000 of its distributable reserves in order to ensure that the company complied with the 2010 Law minimum paid-up capital requirements.

Legal reserve:

In accordance with Luxembourg Company Law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profits for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance of the legal reserve reaches 10% of the issued share capital, being USD 15,000. The legal reserve is not available for distribution the shareholders.

NOTE 6 - CREDITORS

	2010	2009
	USD	USD
Amounts owed to affiliated undertakings	73,947	

All creditors are payable within one year.

NOTE 7 - MANAGEMENT FEE EXPENSES/INCOME

The Company pays related party management fee expenses calculated based on 95% of the management fee income of the Company. Management fee expenses are then amended to ensure the minimum commercial margin of 5% of management fee income.

NOTE 8 - INTEREST PAYABLE AND SIMILAR CHARGES

	2010	2009
	USD	USD
Foreign exchange revaluation loss		5,725

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 9 - OPERATING CHARGES

	2010	2009
	USD	USD
Audit fees	21,136	14,889
Taxation fees	5,784	3,033
Regulatory membership fees	6,786	-
Other expenses	20	178
	33,726	18,100

NOTE 10 - TAXATION

The Company's taxes on income represent Luxembourg corporation tax and municipal business tax. The Company is fully taxable at an effective corporate tax rate of 28.59% (2009: 28.59%).

Taxes on income are analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Income tax	870	1,773

The tax recovery balance of \$1,651 (2009: \$19,755) relates to an adjustment in respect of prior years corporate income tax and municipal business tax which has offset the tax on profit for 2010.

NOTE 11 - INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	2010	2009
	USD	USD
Interest receivable from affiliated undertakings	11,335	9,665
Foreign exchange revaluation gain	10,057	
	21,392	9,665

The interest receivable from affiliated undertakings amount comprises amounts due on affiliate loans.

EDINET提出書類

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Morgan Stanley Asset Management S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 12 - EMPLOYEES

The Company employed no staff during the year (2009: nil).

- 11 -

第3 投資信託制度の概要

投資信託制度の概要については、以下の内容に更新される。

I.ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2010年12月末日現在でファンド数は1,944、その純資産総額は6,522億ユーロ(約71兆5,529億円)に達している。

ルクセンブルグの監督当局の発表によると、2010年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,723、その純資産総額は、1兆5,468億ユーロ(約169兆6,994億円)に達している。

ルクセンブルグの監督当局(以下「金融監督委員会」という。)が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	528,912	4,463	489,636	9,284	1,018,548
2002	4,358	478,116	4,087	448,385	8,445	926,501
2003	4,662	511,468	4,871	534,397	9,533	1,045,865
2004	5,039	552,829	6,022	660,674	11,062	1,213,612
2005	6,243	684,920	9,009	988,377	15,252	1,673,297
2006	6,813	747,454	11,635	1,276,476	18,448	2,023,930
2007	7,487	821,399	13,107	1,437,969	20,594	2,259,368
2008	5,672	622,275	9,925	1,088,872	15,597	1,711,147
2009	6,018	660,235	12,392	1,359,526	18,410	2,019,761
2010	6,522	715,529	15,468	1,696,994	21,990	2,412,523

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場(1ルクセンブルグ・フラン=2.68円)により、ユーロの円貨換算は、2011年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=109.71円)による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付大公令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日付大公令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(以下「IML」という。)に付託され(IMLは同法第30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行(以下「中央銀行」という。)となった。1999年1月1日以降、これらの権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルグ証券取引所の監督ならびにルクセンブルグ証券取引所における証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

. ルクセンブルグの投資信託の形態

1.前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。1983年8月25日法は特に契約型投資信託(以下「FCP」という。)の運用について規定している。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済み)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、欧州共同体の1985年12月20日付通達(以下「欧州共同体通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年12月20日法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS通達85/611/CEEを改正する通達2001/107/CEおよび2001/108/CEを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定によると、2002年12月20日法は、直ちに1988年3月30日法を廃止することなく、1988年3月30日法は、2004年2月13日まで完全に効力を有し、UCITSに適用される経過規定としては、2007年2月13日まで引き続き効力を有した。

2007年2月13日以降、2002年12月20日法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。

機関投資家向け投資信託に関する1991年法は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済み)(以下「SIF法」という。)に置き換えられた。かかる専門投資信託は、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に評価することができる豊富な情報を持つ投資家向けのものである。専門投資信託(以下「SIFs」という。)は、リスク分散の原則に従った集団投資ビークルであり、よって投資信託とみなされる。SIFsは、会社形態および投資規則に関して柔軟性が増した上に、特に販売会社が金融監督委員会による承認を得る必要がないという面で慎重な監督が軽減されている。適格投資家は機関投資家およびプロの投資家だけでなく、投資知識・経験を有する個人投資家も含まれる。

2002年12月20日法は、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年12月17日法」という。)により置き換えられた。2010年12月17日法は、通達2009/65/ECを実施した。同法は2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行された。

経過規定によれば、2010年12月17日法は、直ちに2002年12月20日法をすべての点で置き換えるものではない。 2002年12月20日法パートIに服するUCITSおよび2002年12月20日法第 2 条に定めるUCITS (ただし、2002年12月20日法第 3 条に言及されるものを除く。)で、2011年 1 月 1 日より前に設定されたものは、すべて2011年 7 月 1 日付で2010年12月17日法に準拠している。

2011年7月1日以降に設定されたすべてのUCITSは、法に基づき2010年12月17日法に準拠するものとする。

2010年12月17日法の施行前に設定された上記のUCITS以外の投資信託は、法に基づき2010年12月17日法に準拠するものとする。ただし、これらの投資信託は、2012年7月1日まで、かかる条項が適用される限り第95条第2項および第99条第6項第2号を遵守しなければならない。

2010年12月17日法の施行後に設定された投資信託は、特定の法律に準拠しない限り、法に基づき2010年12月17日 法に準拠するものとする。

2010年12月17日法の施行前に設立された2002年12月20日法第13章に服する管理会社は、2011年7月1日以降、すべて2010年12月17日法に準拠し、よって2010年12月17日法第15章に服する。

2010年12月17日法の施行前に設立された2002年12月20日法第14章に服する管理会社は、2011年1月1日以降、すべて2010年12月17日法に準拠し、よって2010年12月17日法第16章に服する。かかる管理会社は、2012年7月1日まで、第125条第1項第6号を遵守しなければならない。

2010年12月17日法の施行後は、2002年12月20日法第14章に服する管理会社は設立できない。

2010年12月17日法の施行前に2002年12月20日法に基づきUCITSを管理する認可を受けている管理会社は、2010年12月17日法上、認可されているものとみなされる。

投資信託に関する2002年12月20日法は、2011年1月1日以降廃止された第127条および第129条を除き、2012年7月1日をもって廃止される。

- 2.2010年12月17日法
- 2.1. 一般規定とその範囲
- 2.1.1. 2010年12月17日法は、5 つのパートから構成されている。
 - パート UCITS
 - パート その他の投資信託
 - パート 外国の投資信託
 - パート 管理会社
 - パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定
 - 2010年12月17日法は、パートが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。
- 2.1.2. ルクセンブルグにおいて設定され、2010年12月17日法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする 投資信託(以下「UCITS」という。)とみなされるすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通 達が当該国において立法化されている限りにおいて、その投資証券または受益証券を自由に販売することが できる。
- 2.1.3. 2010年12月17日法第 2 条第 2 項は、同法第 3 条を前提条件として、UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。
 - 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託。
 - 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。
- 2.1.4. 2010年12月17日法第3条は、同法第2条の定義に該当するものの、UCITSたる適格性を有しないファンドを列挙している。
 - a) クローズド・エンド型のUCITS。
 - b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達する UCITS。
 - c) 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみ受益証券を販売することのできる UCITS。
 - d) 2010年12月17日法第5章によりUCITSに課される投資方針がその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS。

- 2.1.5. 上記d)の種類のUCITSは金融監督委員会の2003年1月22日付通達03/88によって以下のとおり定義されている。
 - a) 2010年12月17日法第41条第 1 項に規定されている譲渡性のある証券以外の資産および / またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有するUCITS。
 - b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有するUCITS。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
 - c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有するUCITS(以下「レバレッジ・ファンド」という。)。
 - d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資方針または借入方針に関して、パート の対象とならないUCITS。
- 2.1.6. 2010年12月17日法は、特にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、UCITSに該当するものもパート に該当する投資信託いずれについても同じである。 投資信託には以下の形態がある。
 - 1) 契約型投資信託("fonds commun de placement", common fund)
 - 2) 会社型投資信託(investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する会社型投資信託(以下「SICAF」という。)

上記の投資信託は、投資信託に関する2010年12月17日法、商事会社に関する1915年8月10日法(その後の改正を含む。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

投資信託の監督は、金融監督委員会が行っている。

2.2. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

2010年12月17日法第9条、第11条、第23条、第41条、第42条、第44条、第91条および第174条は、特定の要件を設定し、または、ルクセンブルグ大公国規則(以下「大公規則」という。)もしくは金融監督委員会規則によって特定の要件を設定しうる旨規定している。

- (注) 2010年12月17日法第174条(旧2002年12月20日法第129条)に記載される年次税の適用に関する条件および基準を決定する2003年4月14日付大公規則を除き、本書の日付において当該規則は制定されていない。
- 2.2.1. 契約型投資信託("fonds commun de placement"または"FCP")

契約型の投資信託は、共有資産(ファンド)、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

2.2.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、加入者の複合投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条。ただし、これらに限らない。)および2010年12月17日法に従っている。

投資者は、契約を締結し、受益権を取得することによって、受益者としての相互間の関係を承認することになる。受益者と管理会社との関係は後述の約款に基づいている。

2.2.1.2. 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、約款に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益権を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

2010年12月17日法のパートIに基づき組成されたFCPの受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年12月17日法に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年12月17日法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、約款の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は約款の定めに従う。

2.2.1.3. 主な要件は以下のとおりである。

- 契約型ファンドの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は契約型ファンドとして活動する許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、金融監督委員会規則によって最大2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款の枠内で執行すること。UCITSは、管理会社が2010年12月17日法第 15章に従い管理し、パート が適用される「その他の投資信託」は、管理会社が2010年12月17日法第16 章に従い管理すること。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも 1 か月に二度は計算されること。パート が適用 される「その他の投資信託」の場合は、少なくとも 1 か月に一度は計算されること。ただし、金融監督 委員会がUCITSの頻度を 1 か月に一度に減らすことを認める場合がある。その場合には、回数を減らしたことで受益者の利益を損なわないことを条件とする。また、パート が適用される「その他の投資信託」についても正当な申請に応じて回数を減らす場合がある。

- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) FCPの会計年度末。
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。
 - (注) 2010年12月17日法のパートIに基づくFCPに関しては、例外として、状況に応じて必要とされる場合であって、かつ停止が受益者の利益を考慮して正当化される場合には、管理会社は受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合でも、純資産価格計算の停止ならびに発行および買戻しの停止が全体として受益者または公共の利益となる場合、特にFCPの活動および運用に関する法令または契約の規定が遵守されていない場合には、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。
- 2.2.1.4. 投資信託(契約型または会社型)に適用される投資制限に関しては、2010年12月17日法は、UCITSとみなされるFCPに適用される制限とパート 投資信託とみなされるFCPに適用される制限とを明確に区別している。
- 2.2.1.4.1. UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年12月17日法第40条から第52条までに規定されており、 主な規則および制限は以下のとおりである。
 - (15)の規定を除いて、本項の適用上、複数のコンパートメントを有する投資信託の各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対する異なるコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。
 - (1) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。しかしながら、証券取引所に上場されていない、または定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができるのは、その純資産の10%までである。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。
 - (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSおよび/または同通達第1条第2項a)およびb)に 規定するその他の投資信託の受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資すること ができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他の投資信託は、金融監督委員会がEU法に規定する監督と同程度とみなす監督に服することおよび監督当局の協力が十分に確保されていることを定めた法令に基づき認可されたものであること。
 - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。

- かかるその他の投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その約款または設立文書に従い、他のUCITSまたは投資信託の受益証券に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き落とすことができる預金に 投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所 がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなけれ ばならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従ってUCITSが投資することができる商品の 裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨である。
 - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、 公正価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限に関して、金融監督委員会は2011年5月30日付金融監督委員会通達11/512を出し、主として2010年12月17日法第42条の規定および同条により規定された要件を繰り返し表明した。

- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年12月17日法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品。
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品。
 - 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと 同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行 または保証される短期金融商品。

4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)から3)までに規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的な目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社または投資法人は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限および管理される各UCITSに関するデリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
 - リスク管理プロセスに関しては、金融監督委員会は、2010年12月22日付で規則No.10-4(2011年5月30日付金融監督委員会通達No.11/512により明確化かつ完成された)を公表して、設立要件、利益相反、事業活動、リスク管理および保管受託銀行と管理会社との間の契約内容に関する欧州議会および欧州理事会通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付金融監督委員会通達2010/43/EUを置き換えている。
 - (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。かかる運用がデリバティブ商品の利用に関係する場合、これらの条件および制限は2010年12月17日法の規定に従うものとする。
 - かかる運用によって、UCITSが約款または目論見書に定めるその投資目的からそれるような状況はない。
 - (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの純資産総額を超過しないよう確保しなければならない。
 - 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該投資は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
 - UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
 - (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の価額の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
 - 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関とのOTC デリバティブ取引によるエクスポージャーを合計して、結果としてその資産の20%を超えて投資を行ってはならない。
 - (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または複数のEU加盟国が加盟している公共国際機関が発行もしくは保証する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
 - (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。
 - UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる 投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限の計算には含まれない。
 - (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
 - 通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。
 - UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。
- (11)以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、最大20%まで引き上げることができる。
 - 指数の構成が十分多様化していること
 - 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
 - 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限を上限とする投資は、一発行体にのみ許される。

- (12)(a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または複数のEU加盟国が加盟している公共国際機関が発行もしくは保証する、様々な譲渡性のある証券もしくは短期金融商品に投資することを許可することがある。
 - 金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。
 - これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が 総額の30%を超えることはできない。
 - (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公共国際機関を明示しなければならない。
 - (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書またはマーケティング・コミュニケーションにおいて、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の国、地方自治体または公共国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13)(a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他の投資信託の受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
 - (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。
 - UCITSが他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよびその他の投資信託の資産は(10)に記載の制限において合計する必要はない。
 - (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
 - 他のUCITSおよび/またはその他の投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定する他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび/またはその他の投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14)(a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
 - (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)から(8)までに記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式もしくは債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合はマーケティング・コミュニケーションにおいて、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はマーケティング・コミュニケーションにおいて、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、ならびに商品カテゴリーの主たるリスクおよび利回りについての直近の展開に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15)(a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年12月17日 法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
 - (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
 - ()同一発行体の議決権のない株式の10%
 - ()同一発行体の債券の10%
 - ()同一UCITSまたは2010年12月17日法第2条第2項に定めるその他の投資信託受益証券の25%
 - ()同一発行体の短期金融商品の10%
 - 上記()から()までの制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済 み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
 - (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
 - 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - 2) 非EU加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - 3) EU加盟国が加盟している公共国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - 4) 非EU加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針において、非EU加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務を行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本項の制限に適合する必要はない。
 - リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から 6 か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
 - (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由により、または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

- (17)(a) 投資法人または契約型投資信託のために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
 - (b) 上記(a)にかかわらず、UCITSは以下の場合に借入れを行うことができる。
 - 1) かかる借入れが一時的なもので、かつ、投資法人の場合はその資産の10%を超えない場合もしくは契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を超えない場合。
 - 2) かかる借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのもので、かつ、投資法人の場合はその資産の10%を超えない場合。
 - UCITSに対して上記1)および2)に基づく借入れが認められる場合、かかる借入れは、合計でその資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)から(9)までの適用を害することなく、投資法人または契約型投資信託のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
 - (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19)投資法人または契約型投資信託のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および (5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行って はならない。
- (20)上記に定める上限にかかわらず、UCITSの各サブ・ファンドは、リスク分散の原則に従い、その純資産の全部をEU加盟国、その地方自治体、米国等の経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の加盟国または複数の加盟国が加盟している公共国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することが認められている。ただし、(i)当該証券は、少なくとも異なる6銘柄の一部であり、かつ、(ii)当該銘柄の証券がUCITSの各サブ・ファンドの純資産の30%を超えないものとする。
- (21)UCITSまたはかかるUCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができる。かかるマスター自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券を保有してはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一つまたは複数に投資することができない。

- 2010年12月17日法第41条(2)項第2段落に従う付随的な流動資産
- 2010年12月17日法第41条(1)項g)および第42条(2)項および(3)項に従い、ヘッジ目的でのみ利用が可能な金融デリバティブ商品
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業の直接的な目的遂行に欠かせない動産または不動産 資産
- フィーダーとみなされるUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから一切の申込手数料、償還手数料または後払い販売手数料、転換手数料を請求されない。

コンパートメントがフィーダーとみなされる場合、フィーダーによってマスターの受益証券への投資により支払われるすべての報酬および費用の払戻し、ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額の記述が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書においては、UCITSは、フィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する明細を含むものとする。

UCITSのコンパートメントがマスターとみなされる場合、フィーダーは、マスターから一切の申込手数料、償還手数料または後払い販売手数料、転換手数料を請求されない。

- (22) 投資信託のコンパートメントは、約款または設立文書ならびに目論見書に定める条件に従い、以下の条件に基づき同一の投資信託(以下「ターゲット・ファンド」という。) 内の一つまたは複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券を申込み、取得し、および/または保有することができる。
 - ターゲット・ファンドが、代わりに、ターゲット・ファンドによって投資が行われているコンパートメントに投資しない。
 - 合計でターゲット・ファンドの資産の10%を超える額を、他のターゲット・ファンドの受益証券に 投資することはできない。
 - ターゲット・ファンドの譲渡性のある証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
 - いかなる場合も、これらの証券が投資信託により保有されている限り、その価額は、2010年12月17日 法により課される純資産の最低額を立証するための投資信託の純資産の計算にあたっては考慮されない。
 - ターゲット・ファンドに投資している投資信託のコンパートメントレベルとターゲット・ファンドレベルの間で、管理報酬、申込手数料および/または償還手数料の重複はない。

2002年12月20日法の定義に関する2008年2月8日付大公規則により、定義の明確化に関してUCITS通達を実施する2007年3月18日付のEU通達2007/16/CEおよびUCITSによる投資適格資産に関する2007年3月のCESRガイドライン(以下「通達2007/16」という。)がルクセンブルグで施行された。

2008年2月19日付で、金融監督委員会は、大公規則についてその規定を明確にする通達08/339(以下「通達08/339」という。)を発した。

通達08/339は、特定の金融商品が、2002年12月20日法の関連規定に定める(さらに大公規則で規定される。)投資適格資産にあたるかどうかを検討する場合、UCITSはこれらのガイドラインを考慮しなければならないと規定している。

2008年6月4日付で、金融監督委員会は、特にセキュリティーズ・レンディング取引からなるUCITSが利用できる技法と手段を詳細に定める通達08/356(以下に述べる通り、2011年5月30日付金融監督委員会通達11/512により改正済み)(以下「通達08/356」という。)を発した。

通達08/356は、現金担保を再投資できるような許容される担保および許容される資産を導入している。 通達は、UCITSが法定限度を超える相手方に対するリスクを回避するために、現金担保の再投資において取得した担保および資産をどのように保管しなければならないかについて定めており、セキュリティーズ・レンディング取引がUCITSのポートフォリオ運用業務、買戻し義務およびコーポレートガバナンスの遵守を妨げてはならないことを再び表明している。最後に、通達は、目論見書および財務報告書に含む必要のある情報を規定している。

2008年11月26日付で、金融監督委員会は、UCITSによる投資適格資産に関する欧州証券規制当局(以下「CESR」という。)のガイドラインを定め、金融監督委員会が通達08/339を通じて発表したUCITSによる投資適格資産に関する2007年3月のCESRガイドライン(Ref.: CESR/07-044)を取り消して差し替える通達08/380(以下「通達08/380」という。)を公表した。

通達08/380は、効率的なポートフォリオ運用を目的とした技法と手段に関連するUCITSによる投資適格資産に関するCESRガイドラインの変更点にのみ着目している。これは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法と手段には、金融担保契約、買戻契約、保証およびセキュリティーズ・レンディングに関する通達2002/47/ECの規定に基づく担保を含むが、これに限らない旨を示している。通達85/611/EEC第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSが買戻契約またはセキュリティーズ・レンディングを使用することが認められる場合には、かかる運用をUCITSの全体的エクスポージャーの計算において考慮しなければならない。

金融監督委員会規則No.10-4(以下「金融監督委員会規則No.10-4」という。)は、設立要件、利益相反、事業活動、リスク管理および保管受託銀行と管理会社との間の契約内容に関するUCITS IV通達を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置き換える。

金融監督委員会規則No.10-5(以下「金融監督委員会規則No.10-5」という。)は、ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に関する特定の規定に関するUCITS IV通達を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置き換える。

2011年 1月10日付で金融監督委員会通達11/498が発行され、金融監督委員会規則No.10-4、金融監督委員会規則No.10-5および2010年12月17日法に関係する手続の実施が制定されている。

この通達は、(i)2010年12月17日法の構造、(ii)UCITS IV 通達および2010年12月17日法により導入された重要な改革事項はもちろん、(iii)2010年12月17日法の経過規定の要約を目的としている。

2011年4月15日付で金融監督委員会通達11/508が発行され、投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社、および2010年12月17日法第27条に定める管理会社を指名していない投資法人に対して適用される新設規定が説明されている。

2011年4月15日付で新たな通知手続に関する金融監督委員会通達11/509が発行され、他のEU加盟国において受益証券の販売を希望するルクセンブルグ法に準拠するUCITS、およびルクセンブルグにおいて受益証券の販売を希望する他のEU加盟国のUCITSがこれに従う。

2011年5月30日付で金融監督委員会通達11/512が発行され、金融監督委員会規則No.10-4の公布および欧州証券市場監督庁に従ったリスク管理における主要な規制上の変更が示されている。この通達は、(i)リスク管理規則の明確化および(ii)金融監督委員会に報告されるリスク管理プロセスの内容および形式の定義を目的としている。

- 2.2.1.4.2. UCITSに該当しない契約型投資信託に適用される制限は、金融監督委員会規則によって確定される。かかる金融監督委員会規則は、とりわけ、以下の事項を決定できる。
 - a) 契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻し価格決定のための最低期間。
 - b) 流動資産により示される契約型投資信託の資産の下限割合。
 - c) 証券取引所に上場されておらず、類似のセーフガードのある規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券に投資できる契約型投資信託の資産の上限割合。
 - d) 契約型投資信託が保有できる同一発行体により発行される同一種類の有価証券の上限割合。
 - e) 同一発行体により発行される有価証券に投資できる契約型投資信託の資産の上限割合。ただし、最近設定された契約型投資信託は、リスク分散の原則を遵守していれば、認可日から6か月間は本項の適用を受けない。
 - f) その他の投資信託の投資証券に投資できる契約型投資信託の条件および可能な上限割合。
 - g) その総資産額について、契約型投資信託が借入れを行うことが認められている金額の上限割合およびかかる借入れの条件。
 - (注) かかる金融監督委員会規則は公表されていない。

2.2.1.5. 管理会社

パート 投資信託のみを管理するすべての管理会社には、2010年12月17日法第16章が適用される。 UCITSを管理する管理会社は、2010年12月17日法第15章が適用される(以下参照)。

2010年12月17日法第15章または第16章のいずれかに定める要件を満たす管理会社が、パート 投資信託 を管理することができる。

2.2.1.5.1. 2010年12月17日法第16章

同法第125条および第126条は、第16章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、金融監督委員会によりかかる管理会社に対して通知がなされる。リストへの登録の申請は、管理会社の設立に先立って金融監督委員会に提出されなければならない。管理会社は、金融監督委員会により認可が通知された後においてのみ設立される。かかるリストおよびその修正については、金融監督委員会によりメモリアルに公告される。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる。)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ籍の投資信託でなければならない。

本店(中央管理機構)および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章に服する管理会社は、事業をより効率的に運営するため、自らの業務のいくつかを代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

- a) 管理会社は、金融監督委員会に適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該委任が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、投資信託がそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、かかる委任は資産運用の認可を得ているまたは登録 されている事業体で慎重な監督に服するものにのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり第三国の事業体に付与される場合、金融監督委員会と 当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能の権限付与は保管受託銀行に付与してはならない。
- (2) 金融監督委員会は以下の条件で認可を付与する。
 - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、金融監督委員会規則により625,000ユーロまで引き上げることができる。
 - かかる資本金は、管理会社によって永久的に自由に処分可能な形で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - b) 第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - c) 管理会社の株主またはメンバーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。
 - d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき通知されるものとする。認可が付与されない場合は、その理由が示されるものとする。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始することができる。

管理会社の経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。

- (5) 金融監督委員会は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
 - a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上 第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - e) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。
- (7) 管理する投資信託の資産は管理会社が支払不能に陥った場合に管理会社の財産の一部を構成せず、管理会社の債権者による請求の対象とはならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する認可法定監査人に委ねることが条件とされる。認可法定監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対する委任の範囲および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について定めることができる。

認可法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくは投資信託に関するその他の法的作業を行う上で認識した事実または決定が、以下に該当する可能性がある場合、速やかに金融監督委員会に報告しなければならない。

- 2010年12月17日法または同法の実施のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的業務または管理会社の事業活動へ出資を行う企業の継続的な業務を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保を表明することとなる場合

認可法定監査人はまた、管理会社に関する上記の義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査、または支配関係により管理会社と密接な関係を有するその他の企業に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資を行う企業と密接な関係を有するその他の企業に関して、その他の法的作業を行う上で認識した、上記の分類に適合する管理会社に関する事実または決定を、速やかに金融監督委員会に報告する義務を負う。

その義務を遂行するにあたり、認可法定監査人が管理会社の報告書またはその他の書類において、投資家もしくは金融監督委員会に提供された情報が管理会社の財務状況ならびに資産および負債を正確に記載していないと認識した場合、直ちに金融監督委員会に通知しなければならない。

認可法定監査人はまた、その義務を遂行する上で認可法定監査人が知り、もしくは知るべき事項について要求されるすべての情報または証明を金融監督委員会に提供しなければならない。

認可法定監査人が金融監督委員会に対して誠実に行う事実または決定の開示は、職業上の守秘義務違反または契約により課せられる情報開示規制違反ではなく、認可法定監査人のいかなる法的責任も生じない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対する委任の範囲および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について定めることができる。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対して、管理会社の活動および運営のある特定の側面の管理を行うよう要求することができる。かかる管理は関連する管理会社の費用で行われる。

2.2.1.5.2. 2010年12月17日法第15章

同法第101条から第124条までは、第15章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。 業務を行うための条件

(1) 第15章に定めるルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の 認可に服す。2010年12月17日法に基づき管理会社に対して付与された認可は、すべてのEU加盟国に対し て有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、金融監督委員会によりかかる管理会社に対して通知がなされる。リストへの登録の申請は、管理会社の設立に先立って金融監督委員会に提出されなければならない。管理会社は、金融監督委員会により認可が通知された後においてのみ設立される。かかるリストおよびその修正については、金融監督委員会によりメモリアルに公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下で他のEU加盟国に販売できない。
 - UCITSの管理のための活動は、2010年12月17日法別表 の業務リストに記載されている。
 - (注)リストには、投資運用、事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
 - (a) 投資資産が金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融 商品を1つ以上含んでいる場合、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の 管理(年金基金が保有するものも含む。)。
 - (b) 付随的業務として、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融商品の1つ以上に関する投資顧問業務ならびに投資信託の受益証券に関する保管および 事務業務。

管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

本章において、投資顧問業務とは、請求に応じてまたは管理会社主導のいずれかで、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融商品に関連する1件以上の取引について、顧客に対して、個人的助言を提供することである。

本章において、個人的助言とは、投資家もしくは潜在的投資家としての、または投資家もしくは潜在的投資家の代理人としての個人に対して行われる助言をいう。

この助言はかかる個人に適した形で提示されなければならず、またはかかる個人の状況を考慮した上で行われなければならない。また、かかる助言は、以下の手続きのうち一つを行うための助言でなければならない。

- (a) 特定の金融商品の購入、販売、申込み、交換、買戻し、保有もしくは引受けを行うこと。
- (b) 特定の金融商品により付与された金融商品の購入、販売、申込み、交換、買戻しを行う権利を行使することもしくは行使しないこと。

市場濫用規制に関する2006年5月9日法第1条(18)に定義される販売経路を通じて排他的に行われるか、もしくは公衆に対して行われる場合は、助言は個人的助言ではない。

(4) 金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に準用される。

上記(3)(a)のサービスを提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の自己資本に関する欧州議会および理事会通達2006/49/EC(改正済み)を置き換えるルクセンブルグの規制に従う。

- (5) 上記(2)および(3)が適用される管理資産は管理会社が支払不能に陥った場合に管理会社の財産の一部を構成せず、管理会社の債権者による請求の対象とはならない。
- (6) 金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第37-1条、第37-3条、通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。

- (7) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
 - (a) 管理会社の当初資本金は、以下を考慮の上、少なくとも125,000ユーロなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項において、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - ()管理会社が運用機能を委託した契約型投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - ()管理会社が指定管理会社とされた投資法人。
 - ()その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、上記の自己資本の追加分の50%までは追加しないことができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 上記 (a)で言及される資本金は、管理会社によって永久的に自由に処分可能な形で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITS に関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の業務を行う者は、関連するUCITSまたは投資信託に関して、2010年12月17日法第129条第 5項に定める十分な信用と経験を有していなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視する上で必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき通知されるものとする。認可が付与されない場合は、その理由が示されるものとする。
- (10) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始することができる。

管理会社の経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。

- (11) 金融監督委員会は、以下の場合、第15章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
 - (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上 2010年12月17日法第15章に定められる活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
 - (e) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が2010年12月17日法第116条に従いクロス・ボーダーベースで集団的ポートフォリオの運用活動を行う場合、金融監督委員会は、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議するものとする。
- (13)金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接・間接、自然人・法人を問わず)の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。 管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下の管理会社の認可については、関連するその他のEU加盟国の所轄官庁に事前の相談を行わなければならない。

- (a) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社。
- (b) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社 の子会社。
- (c) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関もしくは保険会社を支配する同一の自然人もしくは法人により支配されるもの。

(14)管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する認可法定監査人に委ねることが条件とされる。認可法定監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対する委任の範囲および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について定めることができる。

認可法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくは投資信託に関するその他の法的作業を行う上で認識した事実または決定が、以下に該当する可能性がある場合、速やかに金融監督委員会に報告しなければならない。

- 2010年12月17日法の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的業務または管理会社の事業活動へ出資を行う企業の継続的な業務を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保を表明することとなる場合

認可法定監査人はまた、管理会社に関する上記の義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査、または支配関係により管理会社と密接な関係を有するその他の企業に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資を行う企業と密接な関係を有するその他の企業に関して、その他の法的作業を行う上で認識した、上記の分類に適合する管理会社に関する事実または決定を、速やかに金融監督委員会に報告する義務を負う。

その義務を遂行するにあたり、認可法定監査人が管理会社の報告書またはその他の書類において、投資家もしくは金融監督委員会に提供された情報が管理会社の財務状況ならびに資産および負債を正確に記載していないと認識した場合、直ちに金融監督委員会に通知しなければならない。

認可法定監査人はまた、その義務を遂行する上で認可法定監査人が知り、もしくは知るべき事項について要求されるすべての情報または証明を金融監督委員会に提供しなければならない。

認可法定監査人が金融監督委員会に対して誠実に行う事実または決定の開示は、職業上の守秘義務違反または契約により課せられる情報開示規制違反ではなく、認可法定監査人のいかなる法的責任も生じない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対する委任の範囲および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について定めることができる。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対して、管理会社の活動および運営のある特定の側面の管理を行うよう要求することができる。かかる管理は関連する管理会社の費用で行われる。

運用条件

(15)管理会社は、常に上記(1)から(8)までに記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己 資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金 融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを認めることがあ る。

管理会社が2010年12月17日法第1条に定義される支店を設立するか、または管理会社が他のEU加盟国においてサービス提供を行うかどうかにかかわらず、ホスト国であるEU加盟国の当局に責任を与える通達2009/65/ECの規定を妨げることなく、管理会社の慎重な監督については金融監督委員会が責任を有する。

管理会社の適格保有は、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第18条の投資会社に関する 定めと同じ規則に服する。

2010年12月17日法においては、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第18条に記載される「会社/投資会社」および「投資会社ら」という表現は、それぞれ「管理会社」および「管理会社ら」と解釈する。

- (16)管理会社が管理するUCITSの性格に関し、また通達2009/65/ECに従いUCITSの管理行為にあたって遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運営・会計手続、電子データ処理に関する管理・保護手続および十分な内部統制制度を有すること(特に、従業員の個人取引規則や自己勘定で投資するための金融商品投資または保有に関するもの。)。これらにより、少くとも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
 - (b) 管理会社と顧客との間、顧客同士の間、顧客とUCITSの間またはUCITS同士の間における利益相反によりUCITSもしくは顧客の利益を損なうリスクを最小化する方法で構成および組織されなければならない。
- (17)(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
 - ()事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - ()(3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (18)管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
 - a) 管理会社は金融監督委員会に上記を適切な方法で報告しなければならず、金融監督委員会は、UCITS 所在加盟国の監督当局に対して、遅滞なく情報を伝達しなければならない。
 - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている事業体で慎重な監督に服するものにのみ付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなけらばならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり第三国の事業体に付与される場合、金融監督委員会と 当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能の権限付与は保管受託銀行または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、 投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性質を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する 者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社または保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (19)事業活動の遂行に際し、第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
 - a) 事業活動の遂行に際し、管理するUCITSの最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
 - b) 管理するUCITSの最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
 - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応するように、また管理会社が他の加盟国で設定されたUCITSを管理する場合、投資家の権利行使に対して制限がかからないようにするため、2010年12月17日法第53条に基づく措置を講じ、適切な手続および取決めを設定するものとする。これらの措置により、投資家は加盟国の公用語または公用語の一つにより苦情を申し立てることができる。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の請求に応じて情報を提供できるよう適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (20)2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社が、支店の設置を行わず、2010年12月17日法別表に定めるとおり、UCITS所在加盟国以外の加盟国において、その他の活動または業務の遂行を申請することなく、管理会社が管理するUCITSの受益証券の販売のみを申請する場合、かかる販売活動は2010年12月17日法第6章の要件にのみ服するものとする。
- (21)通達2009/65/ECに従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグにおいて、認可を受けた活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。

2010年12月17日法第15章に基づき認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国において、認可を受けた活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年12月20日法第13章(現在は2010年12月17日法第15章)に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108においてさらに強化された。当該通達の目的は、2002年12月20日法の規定および要件を繰り返し主張することであり、さらに重要なことには、かかる規定および要件をいかに解釈すべきかについての情報を提供している。その範囲内で、通達は管理会社が事業を開始するために金融監督委員会からの事前の認可が必要であることを確認している。さらに通達は、業務プログラムを金融監督委員会に提出する必要があることを規定し、業務プログラムに含むべき情報の種類につき一般的な情報を提供している。

通達にはさらに、人的資源に関して、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないことが明記されている。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも二名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する二名の者について、通達では、二名のうち一名はルクセンブルグに拠点を置かなければならない旨、明記されている。管理会社が顧客毎に一任ベースでポートフォリオの運用業務も行っている場合、業務を遂行する二名の者がルクセンブルグを拠点としなければならない。また、かかる二名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないことも規定されている。二名の者は、業務契約により管理会社の従業員となるかまたは管理会社と関連を持つことができる。

通達は、職員数は管理会社の業務および、恐らくは管理会社が自らまたは委任を通じてその職務を遂行する程度により決まると示唆している。通達の結論としては、最低限必要とされる職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される二名になると思われる。

通達は、使用するIT設備、情報源およびソフトウェアの概要を金融監督委員会に提出しなければならないことならびに管理会社が、健全な運営・会計手続、電子データ処理に関する管理・保護手続および十分な内部統制制度を有していなければならないことを明記している。また、管理会社は、会社と顧客との間、顧客同士の間、顧客とUCITSの間またはUCITS同士の間における利益相反によりUCITSまたは顧客の利益を損なうリスクを最小化する方法で構成および組織されていなければならない(第109条第1項)。

さらに、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるために充足すべき条件を詳細に記載している。通達では、管理会社の職員、特に業務遂行の責任を負う二名が、管理会社から職務を委託された企業を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めに重点が置かれている。これについて、通達はまた、かかる二名が、職務の委託先企業が実行する業務を管理するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は、常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡単な請求手続で入手できなければならないと規定している。

通達は、投資運用業務を保管会社に委託することはできないと明記している。通達は、法律と同様に、 非EU加盟国の企業が当該非EU加盟国において慎重な監督に服する場合にのみ、かかる企業に投資運用 業務を委託することができると重ねて規定している。

最後に、通達は、四半期毎に作成の上、金融監督委員会に提出しなければならない6種類の付属書類を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および業務に関係している。

2005年5月24日現在、この通達は金融監督委員会通達05/185により補完されており、業務遂行者に適用される条件およびルクセンブルグにおける規制の内容(例:定時取締役会のルクセンブルグでの開催)を定めている。

2010年7月1日付で、金融監督委員会は、通達10/467(以下「通達10/467」という。)を公表した。その目的は、2002年12月20日法第13章(現在は2010年12月17日法第15章)に従い新たな通信手段を考慮することおよび今後データの電子送信および管理会社の定期的な財務情報の提出に新たな安全な送信チャンネルの使用を義務付けることであり、認可法定監査人が会計年度末に監査した数値を正確に反映する最終版の計算書類を提出する義務を導入している。最終的な財務状況に加え、このテンプレートには、最終的な貸借対照表、投資信託の管理、提供されたサービスおよび職員に関係する書類を含んでいる。これらの書類は年次計算書類を承認する定時株主総会の1か月後に金融監督委員会に提出しなければならない。通達10/467は、通達03/108に追加された定期的な書類の一部の内容も変更している。

金融監督委員会は、設立要件、利益相反、事業活動、リスク管理および保管受託銀行と管理会社との間の契約内容に関する欧州議会および欧州理事会通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付金融監督委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付金融監督委員会規則No.10-4(2011年5月30日付金融監督委員会通達No.11/512により明確化かつ完成されたもの)を公表した。金融監督委員会規則No.10-4はとりわけ以下の点について2010年12月17日法の実施手続を定めている。

- 1) 2010年12月17日法第109条第 1 項a) において言及される手続および計画、ならびに2010年12月17日 法第109条第 1 項b) に定めるリスクや利益相反を最小化するための体制および設立要件。
- 2) 利益相反の種類を決定するための基準に加えて、UCITSの最良の利益のために必要な能力、注意および努力をもって、忠実かつ公平に活動するための基準を定めること、資源が適切に使用されていることを確保するために尊重される原則を定めること、また2010年12月17日法第111条に定める利益相反の特定、防止、管理および開示のために管理会社がとらなければならない措置。
- 3) 2010年12月17日法第18条第3項および第33条第4項に従い保管受託銀行と管理会社との間で締結 された契約に含まれる構成要素。
- 4) 2010年12月17日法第42条第1項に定めるリスク管理方法に関して、とりわけ管理会社により利用されるリスク管理方法の適切性を評価するための基準、かかる基準に関するものに加えてリスク管理方針およびかかる方針に関する手続、ならびにリスク管理技術の提供、手続および評価。

2.2.1.6. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、ファンド資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款 に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCP資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って処分されるようにすること。

管理会社の所在加盟国が投資信託の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、上述のおよび保管受託銀行に適用されるその他の法令または行政規定に従いその権限を遂行することが認められるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社との間で締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない業務の不履行または不適切な履行の結果被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行為しない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。ファンドがUCITSである場合でかつ外国会社のルクセンブルグ支店が保管受託銀行である場合、登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務遂行者は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

保管受託銀行は、その義務の履行において得たもので、金融監督委員会が投資信託の2010年12月17日法の 遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じて金融監督委員会に提供することが義務付けら れている。

2.2.1.7. 関係法人

()投資運用・顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資運用契約または顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能の委託は上記2.2.1.5.2.の(18)または2.2.1.5.1の(1)に記載の前提条件に従う。

()販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、2010年12月17日法に別段の定めがない限り、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)または株式合資会社(société en commandite par actionsまたは"SCA")(以下「SCA」という。)として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会、またはSCAの場合はジェネラル・パートナーによって、株主総会が決定した定款に定める授権資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授権の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授権資本の公告後5年以内に発行されなかった授権資本部分については、株主総会による再授権が必要となる。株主は、株主総会が上記再授権毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない(下記参照)。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託(SICAV)

2010年12月17日法に従い変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable - SICAV)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)もしくは株式合資会社(société en commandite par actions)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社(société anonyme)または株式合資会社(société en commandite par actions)の特殊な形態であるため、1915年8月10日法(改正済み)の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその変更は、フランス語、ドイツ語または英語のうち当事者が決定するもので作成された特別公正証書で記録される。政令(24 Prairial, year XI)の規定にかかわらず、かかる証書は英語で作成され、登録機関に提出される場合、かかる証書の公用語による翻訳を添付する必要はない。

1915年8月10日法にかかわらず、SICAVは、年次会計書類、ならびに認可法定監査人の報告書、運用報告書および、適用ある場合は監査役会による解説を、年次株主総会の招集通知と同時に登録株主に対して送付することは義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる書類の提供場所および実際の提供方法が記載されるものとし、各株主が年次会計書類、認可法定監査人の報告書、運用報告書および、適用ある場合は監査役会による解説の送付を請求することができる旨、明記されるものとする。

株主総会に関する招集通知には、総会の定足数および過半数が、総会の5日前(以下「基準日」という。)の午前零時(ルクセンブルグ時間)現在の発行済み株式に従い決定される旨が記載される。株主が総会に出席する権利および株主の保有する株式に付与された議決権の行使は、基準日現在のかかる株主が保有する株式数に従って決定される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まれなければならない。資本勘定は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合には、定款において新株引受権が明示的に規定されている場合を除き、既存の株主は新株引受権の行使を請求することができない。

2010年12月17日法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである(この最低額は大公規則によって引き上げることができる。)。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVは、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。金融監督委員会規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および認可法定監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督 委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。)。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート 投資信託については最低一か 月に2回とし、UCITSについては最低一か月に1回とする。)。
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。
- SICAVの株式は全額払い込まれなくてはならないこと。株式は無額面であること。

2.2.2.2. オープン・エンド型の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによる株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、定款によって目論見書に記載された手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 会社型投資信託の投資制限

上記2.2.1.4.に記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 関係法人

()保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。保管受託銀行の義務は、保管する資産のすべてもしくは一部を第三者に委託していることによる影響を受けない。保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、投資法人および株主に対し、正当な理由のない義務の不履行または不適切な履行の結果被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

SICAVが管理会社を任命しており、かかる管理会社の所在加盟国がSICAVの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、上述のおよび保管受託銀行に適用されるその他の法令または行政規定に従いその権限を遂行することが認められるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社との間で締結しなければならない。

保管受託銀行は、その義務の履行において得たもので、金融監督委員会がSICAVの2010年12月17日法の遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じて金融監督委員会に提供することが義務付けられている。

保管受託銀行としての職務を遂行する上で、保管受託銀行は専ら株主の利益のために行為しなければならない。

()投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記、2.2.1.7.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.5. UCITSである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年12月17日法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITSである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

- (1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合
 - 認可申請は、SICAVの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
 - SICAVの運営者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。SICAVの事業運営はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。「運営者」とは、法律または設立文書に基づき、SICAVを代表する者、または事実上会社の方針を決定する者を意味する。
 - さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、 かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

SICAVは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

SICAVの経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。

金融監督委員会は、以下の場合、SICAVに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) SICAVが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (2) 上記2.2.1.5.2.の(18)および(19)は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しているSICAV に適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する 権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない

特に、金融監督委員会は、SICAVの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること(特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの)を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格および効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. 2010年12月17日法の実施に関するその他の規定

2012年7月1日付で、2010年12月17日法により2002年12月20日法は完全に置き換えられる。

2.3.1. 設立関係法令

2010年12月17日法により適用が除外されない限り、会社型の投資法人は、現在1915年8月17日法に基づき設立されている。

- 2.3.2. 投資信託に関する2010年12月17日法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。
- 2.3.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.2.2.1.に記載されている。

2.3.2.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年12月17日法第19章および第20章は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録要件および監督機関に関して規定している。

- ()ルクセンブルグにおけるパート およびパート の投資信託ならびにEU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものは、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う前にルクセンブルグ国内で事業を行うために金融監督委員会により公式に認可を受けること。
- ()投資信託は、金融監督委員会が設立文書または約款のそれぞれおよび保管受託銀行の選択を承認した場合に限り認可される。管理会社または保管受託銀行の交代および投資法人の設立文書または約款の変更には金融監督委員会の承認を要する。
- ()上記()に記載された条件に加えて、パート UCITSは以下の条件を充足しない限り、金融監督委員会による認可は得られない。
- a) 契約型投資信託は、金融監督委員会が、管理会社が契約型投資信託の管理を行うための申請を承認した場合に限り認可される。管理会社を任命している投資法人は、金融監督委員会が、管理会社がかかる投資法人の管理を行うための申請を承認した場合に限り認可される。
- b) 上記a)にかかわらず、ルクセンブルグで設定されたUCITSが通達2009/65/ECに従い管理会社によって管理されており、かつ通達2009/65/ECに従いルクセンブルグ以外のEU加盟国の監督当局による認可を受けている場合、金融監督委員会は、2010年12月17日法第123条に従いUCITSを管理するための管理会社の申請を決定するものとする。
- ()金融監督委員会は、以下の場合にUCITSの認可を拒否することができる。
- a) 2010年12月17日法第3章に定める前提条件を遵守していない投資法人を設立する場合
- b) 管理会社が2010年12月17日法第15章に基づくUCITSの管理を行う権限がない場合
- c) 管理会社が、その所在加盟国においてUCITSを管理する権限がない場合 2010年12月17日法第27条第1項にかかわらず、管理会社または適用ある場合投資法人は記入済みの申請 書の提出から2ヶ月以内にUCITSの認可が付与されたか否かの通知を受ける。
- ()認可を受けた投資信託は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。上記2.1.3および2.1.4に記載される投資信託は、その設立または設定日後一月以内に、かかるリストへの登録を申請しなければならない。
- ()ルクセンブルグ法、政令および金融監督委員会の行政法規に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から 1 か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所(Administratif Tribunal)に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該投資信託の解散および清算を決定する。

2.3.2.4. ルクセンブルグにおいて受益証券の販売を行うその他のEU加盟国で設定されたUCITS

2010年12月17日法は、その他のEU加盟国で設定されたUCITSの受益証券のルクセンブルグにおける販売に関係する要件について第7章に記載している。

本項において「UCITS」とはUCITSの投資コンパートメントへの言及も含まれる。

欧州経済地域に関する契約および関連文書により定められる範囲で、契約当事者であるEU加盟国以外の国において設定されたUCITSがルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を行う場合にも、以下の規定が適用される。

ルクセンブルグにおいて受益証券の販売を行うルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSは、受益者への支払いおよび受益証券の買戻しを行うことのできる機能をルクセンブルグに確保している金融機関を任命しなければならない。

UCITSは提供義務のある情報をルクセンブルグの投資家が利用できるよう必要な措置を講じなければならない。

ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSが、ルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を予定している場合、金融監督委員会は以下の書類をUCITS所在加盟国の監督当局から受領する。

- ルクセンブルグにおいてUCITSの受益証券の販売を行う取決めに関する情報を含む通知書面で、関連する場合、受益証券クラスに関する情報を含む。場合によっては、UCITSを管理する管理会社によりUCITSが販売される旨の記載が含まれるものとする。
- UCITSの約款または設立文書、目論見書、ならびに必要に応じて通達2009/65/EC第94条第 1 項(c)および(d)の規定に従い翻訳された直近の年次報告書および半期報告書。
 - 通達2009/65/EC第94条第1項(b)および(d)に従い翻訳されたUCITSの重要投資家情報。
 - 通達2009/65/ECによって課される条件をUCITSが充足していることを証明する証明書。

UCITS所在加盟国の監督当局により上記の金融監督委員会に対する伝達がUCITSに通知された後、UCITSはかかる通知の日からルクセンブルグの市場にアクセスすることができる。

上記に従い通知書面において記載された販売に関する取決めに関する情報に変更が生じた場合、または販売される受益証券クラスについて変更が生じた場合は、UCITSは変更を実施する前に金融監督委員会にその旨の書面による通知を行うものとする。

ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSがルクセンブルグでその受益証券の販売を行う場合、かかるUCITSは、その所在加盟国において通達2009/65/EC第9章に基づき投資家に提供することが必要とされる情報および文書のすべてを、ルクセンブルグの投資家に対して提供しなければならない。

かかる情報および文書は以下の事項を遵守した上で投資家に対して提供されるものとする。

- (a) 通達2009/65/EC第9章の規定にかかわらず、かかる情報および文書はルクセンブルグの法令または行政規定に定める方法により投資家に対して提供されること。
- (b) 通達2009/65/EC第78条に定める重要投資家情報およびそれ以外の情報または文書はルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語に翻訳されること。
- (c) (b)に記載された情報および文書の翻訳はUCITSの責任に基づき作成されるものとし、原文の情報内容を正確に反映していること。

上記の要件はかかる情報および文書に対する変更にも適用されるものとする。

通達2009/65/EC第76条に基づくUCITSの受益証券の発行価格、販売価格または買戻価格の公表の頻度はUCITS所在加盟国の法令および行政規定に従うものとする。

2.3.2.5. 1972年12月22日の政令に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日通達IML91/75(2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177による変更(投資家向けの情報および広告に関する第L章2の廃止)を含む。)の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表章しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。

上記の定義は、2010年12月17日法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.2.6. 1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創設したが、1983年5月20日法によって創設された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois)によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2010年12月17日法第133条以下の条文に定められている。

2.3.2.7. 2010年12月17日法第21章は、投資家に提供される情報の観点から、投資法人の義務、またはFCPの場合には その管理会社の義務を定めている。

2010年12月17日法第150条は、ファンドまたは管理会社(該当する場合)の、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定めている。

UCITSに関しては、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、重要投資家情報を含む文書(ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語による)(以下「KII」という。)を投資家のために作成しなければならない(2010年12月17日法第159条参照。)。

KIIは、関係するUCITSの本質的な性質について適切な情報を含まなければならず、投資家が、募集されている投資商品の性質およびリスクを合理的に理解することができ、その結果与えられた情報に基づいて投資決定を行うことができるように投資家に提供されることになる。

KIIは関係するUCITSについて以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡潔な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合、パフォーマンス・シナリオ
- (d) 費用および関連手数料
- (e) 該当するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な助言および警告を含む、投資のリスク / 利益プロファイル

これらの必須要素は、その他の文書を参照しなくとも投資家が理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料で、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、これらに限られない。)を明確に示すものとする。

KIIは、簡潔に、かつ非専門的な用語で記載されるものとする。比較が可能なように共通の書式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。

KIIは、UCITSが、2010年12月17日法第54条に従いUCITSの受益証券の販売が通知されているすべての加盟国において、翻訳を除いては、変更または補足をせずに使用される。

2010年12月17日法第155条および第156条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンド/管理会社は、目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。投資信託は、請求により、これらの文書を管理会社の所在加盟国の監督当局に提供しなければならない。
- 目論見書、直近の年次報告書および半期報告書は、請求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 目論見書は恒久的な手段またはウェブサイトにより交付することができる。いかなる場合でも、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書および2010年12月17日法第159条に定めるUCITSに関するKII に指定された方法で投資家が入手可能となっている。いかなる場合でも、年次報告書および半期報告書 のハード・コピーは、請求により無料で投資家に提供される。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.2.8. 2010年12月17日法によるその他の要件

()目論見書の記載内容

目論見書は、ファンドから提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資対象の商品に関係なく、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、最低限2010年12月17日法添付の別添 スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

()誤解をまねく表示の禁止

2010年12月17日法第153条および第163条は、目論見書およびKIIの必須要素は常に更新されなければならない旨を規定している。

()財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社(société anonyme)、株式合資会社(société en commandite par actions)の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所(Registre du Commerce et des Sociétés de Luxembourg)に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託は、年次報告書に記載される財務情報に対し承認された認可法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。認可法定監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、認可法定監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。認可法定監査人は、金融監督委員会に対して、認可法定監査人がその職務遂行に関連して知りまたは知るべき全ての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日に施行された金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、承認された監査人に対して、各投資信託について年次ベースで前会計年度の投資信託の活動に関するいわゆる「長文式報告書」を作成することを義務付けている。金融監督委員会通達02/81に基づき、監査人は、かかる長文式報告書において、投資信託(その中央管理機構および保管銀行を含む。)の運営および所定の管理方法(マネーロンダリング防止規定、評価に関する規則、リスク管理およびその他の特定管理に関するもの)に関する評価を行わなければならない。当該報告書は投資信託証券がインターネットにより販売されているかどうかについても示し、該当期間における投資家のクレームについても言及しなければならない。通達では、この報告書の目的は投資信託の状況に対する全体的な見解を与えることであると定めている。

()財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

金融監督委員会は、2002年12月20日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべてのファンドは、2008年12月31日以降、年次および半期の財務書類を金融監督委員会に対して電子的に提出しなければならない旨の通達08/371を2008年9月5日に公表した。また、長文式報告書および運用者の意見書の電子的提出に関して2009年12月2日に通達09/423、2010年5月10日に通達10/457を公表した。

()違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2010年12月17日法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人もしくは複数の取締役またはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年12月17日法に従い、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSは、合併される側のUCITSとしても受入れ側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSの他のコンパートメントとのクロスボーダーの合併または国内の合併の対象となる可能性がある。

合併には以下の3種類がある。

- UCITSまたはその一つまたは複数のコンパートメント(合併される側のUCITS)が、清算されずに、別の既存の UCITS(受入れ側のUCITS)にその資産および負債のすべてを移転する場合。
- 少なくとも2つのUCITSまたはそれらの一つまたは複数のコンパートメント(合併される側のUCITS)が、清算されずに、新設UCITS(受入れ側のUCITS)にその資産および負債のすべてを移転する場合。
- 債務を弁済するまで存続し続ける一つまたは複数のUCITSまたはコンパートメント(合併される側のUCITS) が、自らが設定した同一のUCITSの別のコンパートメント、または別のUCITSもしくはコンパートメント(受入れ側のUCITS)にその資産および負債のすべてを移転する場合。

合併される側のUCITS (部分的または完全に吸収されるもの)がルクセンブルグにおいて設定されている場合、合併は金融監督委員会の事前の承認を条件とする。

受入れ側のUCITSがルクセンブルグにおいて設定されている場合、金融監督委員会の役割は、合併される側の UCITSの所在国の規制当局と緊密に協力して、かかるUCITSの投資家の利益を保護することである。

合併される側および受入れ側のUCITS双方の保管受託銀行は、合併条件の草案(特に、合併の種類、合併期日、および移転される資産に関する説明)が、UCITS文書だけでなく2010年12月17日法を遵守していることを、声明書により個別に確認しなければならない。

合併される側のUCITSがルクセンブルグに所在する場合、2010年12月17日法第67条は、金融監督委員会に対して以下の一連の情報が提供されなければならない旨規定している。

- (a) 合併される側のUCITSと受入れ側のUCITSにより正式に承認された合併案の共通条件に関する草案。
- (b) 受入れ側のUCITSが他の加盟国で設立されている場合、UCITS IV通達第78条に記載される受入れ側のUCITSの目論見書およびKIIの最新版。
- (c) 2010年12月17日法第70条に従い、2010年12月17日法第69条第1項、a)、f)およびg)に記載される事項が、2010年12月17日法および各UCITSの約款または設立文書の要件に適合することを証明していることを確認する、合併される側のUCITSおよび受入れ側のUCITSの各保管受託銀行による声明書。受入れ側のUCITSが別の加盟国で設定されている場合、受入れ側のUCITSの保管受託銀行により発行されるかかる声明書は、UCITS IV通達第41条に従い、2010年12月17日法第40条第1項a)、f)およびg)に記載される事項が、UCITS IV通達およびUCITSの約款または設立文書の要件に適合することを証明していることを確認する。

(d) 合併される側のUCITSおよび受入れ側のUCITSがそれぞれの受益者に提供する予定の合併案に関する情報。

提出が完了した後、金融監督委員会は、受入れ側のUCITSの規制当局と連絡を取り、20就業日以内に承認が下され る。

合併される側のUCITSおよび / または受入れ側のUCITSがルクセンブルグに所在する場合、その受益者に対して、 各自の投資に対する合併の影響の可能性について十分な情報を得た上で判断できるように、また2010年12月17日 法第66条第4項および第73条に基づく権利を行使するため等の、合併案に関して適切かつ正確な情報が提供され る。

2010年12月17日法第73条第 1 項によれば、合併される側のUCITSおよび / または受入れ側のUCITSがルクセンブ ルグで設定されている場合、その受益者は、投資回収費用に対応するためにUCITSが留保する手数料を除き、無料で 受益証券の買戻しもしくは償還を請求する権利を有し、または可能な場合には、類似の投資方針を有し、同一の管 理会社によって管理される別のUCITSの受益証券、もしくは共通の管理もしくは支配権により管理会社と関連する その他の会社、直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関連するその他の会社により運用されている別 のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は合併される側のUCITSの受益者と受入れ 側のUCITSの受益者が2010年12月17日法第72条に基づく合併案の報告を受けた時点から有効となるものとし、2010 年12月17日法第75条第1項において言及される交換比率の計算日の5就業日前に消滅する。

以下の項目に反することなく、ルクセンブルグにおいて法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、該当する場 合、受益者集会、取締役会もしくは役員会のいずれの者が、別のUCITSとの合併の効力発生日を決定する資格を有す るのか予め定めておかなければならない。ルクセンブルグで設定されたFCPとしての法的形態を有するUCITSに関 しては、約款に別段の定めのない限り、かかるUCITSの管理会社が、別のUCITSとの合併の効力発生日を決定する資 格を有する。約款または設立文書が、受益者集会による承認を規定している場合、かかる文書は、適用される定足数 および過半数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通条件の草案の承認については、少 なくとも過半数によって可決されなければならないが、集会に出席または代理出席している受益者による投票総 数の75%を超えることは必要としない。

約款または設立文書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する合併される側の UCITSの管理会社による承認、および合併される側のUCITSが法人形態の場合その総会に受益者による投票総数の 単純過半数により承認されなければならない。

合併される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併に関して、合併の効力発生日は、定款に定める定足 数および多数決要件に従い決定され、この項目の規定が適用されることが了承されている合併される側のUCITSの 受益者集会により決定されなければならない。

合併される側のUCITSで消滅するものに関しては、合併の効力発生日は公正証書により記録されなければならな LI.

合併が前記に基づく受益者の承認を要する限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要 とされるが、UCITSの約款もしくは設立文書に別段の定めのある場合はこの限りではない。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年12月17日法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。契約型投資信託もしくはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づき契約型投資信託が終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて解散が行われるが、以下の特別な場合には法の規定が適用される。

- 2.5.1.1. FCPは、次の場合には強制的・自動的に解散される。
 - a. 約款に定められた存続期限に達した場合。
 - b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、下記c. に記載される特別の状況を妨げることなく、 その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
 - c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
 - d. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。
 - e. その他約款に定められた全ての場合。
 - (注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。
- 2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には取締役会、またはSCAの場合はジェネラル・パートナーにより特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。
 - a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純 多数決によって決定される。
 - b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

純資産額が最低資本額の3分の2または場合により4分の1を下回ったことが確認されてから40日以内に株主総会を招集しなければならない。

- 2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。
- 2.5.2. 清算の方法
- 2.5.2.1. 通常の清算(裁判所の命令によらない場合)

清算は、通常次の者により行われる。

a) 契約型投資信託

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もし存在すれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする (2010年12月17日法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融 監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である "Caisse de consignation"に預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2010年12月17日法第143条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は上記の方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルグにおいて有効な法律の一部(網羅的ではない)の理解に基づくものである。

2.6.1. 発行税

パート およびパート 投資信託に適用ある発行税は存在しない。

パート UCITSおよびパート 投資信託に課されるのは、設立または定款変更の登録に関する75ユーロの 固定登録税のみである。

2.6.2. 年次税

2010年12月17日法第174条第 1 項に従い、2010年12月17日法に定める投資信託は、各四半期の最終日の純資産総額に対して年率0.05%の年次税を支払う。

2010年12月17日法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とする投資信託。
- 信用機関への預金を唯一の目的とする投資信託。
- 2010年12月17日法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

第175条はまた、以下の場合の免税を規定している。

- a) 受益証券により表章される資産額が他の投資信託によって保有される場合。ただし、かかる受益証券に対して専門投資信託にかかる2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)の第174条または第68条に定める税が既に課されている場合を除く。
- b) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、
- その受益証券が機関投資家向けに限定され、
- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とし、
- 加重残存期間が90日を超えず、
- 公認の格付機関から最高レベルの格付けを付与されている場合。

この税額控除は、投資信託またはコンパートメントに複数のクラス証券が存在する場合、受益証券が機関投資家向けに限定されているクラスにのみ適用される。

- c) (i)従業員のために一つまたは複数の雇用主の主導で設立された企業退職年金のための機関または類似の 投資ビークル、および(ii)従業員に年金給付を行うため自己の保有するファンドに投資する会社向けに 証券を保有する投資信託である場合。
- d) 投資信託および主な投資対象が小規模金融機関である複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメント(2009年12月18日法に従う。)である場合。
- e) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、
- i) その受益証券が少なくとも一つの証券取引所もしくは定期的に営業し、公認され、公開されているその他の規制市場において上場またはそこで取引が行われているもの、
- ii) 一つ以上の指数のパフォーマンスを複製することを唯一の目的とするものである場合。大公規則により 決定される可能性のある追加的またはその他の基準にかかわらず、かかる指数は投資信託が参照する市 場の正確なベンチマークを表章しなければならず、適切な方法で公表されなければならない。
 - 投資信託またはコンパートメントに複数のクラス証券が存在する場合、この税額控除は上記i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

大公規則は0.01%の税率および控除を適用するために必要な条件を定め、第174条および第175条に定める短期金融商品に適合すべき基準を定めるものとする。

2010年12月17日法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年12月17日法第41条における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券ならびにその他類似の全ての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回、市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

大公規則により、第175条 d における投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントに適用される基準が決定されている。

2010年7月14日付大公規則により、投資信託および2010年度国家歳入歳出予算に関する2009年12月18日法第20条および第21条に従いマイクロファイナンスへの投資を行う専門投資信託への年次税の免除に関する条件および基準が決定されている。

第174条および第176条の規定は複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントに再び準用される。

2010年12月17日法第177条に従い、2010年12月17日法により認められた活動の枠組みを越えた運用を行っている投資信託に対しては、登録行政機関により投資信託の資産総額の最高0.2%の課徴金が課せられる場合がある。第172条から第175条は適用されなくなる。

2.6.3. ファンド株主または受益者等の税関係

現在のルクセンブルグ法においては、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの証券または権利について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)のルクセンブルグに居住していない受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税または所得税を課せられることはない。ただし、関連する租税条約の適用を条件として、受益者が契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)を通じて、ルクセンブルグの居住者である法人(SICAR(sociétéd'dinvestissement en capital à risqué)、会社型の投資信託または家族資産の運用会社を除く。)の資本金の10%以上を保有する場合で、かつ、かかる受益証券の取得後6ヶ月以内にかかる投資信託の受益証券を売却するか、15年以上ルクセンブルグの居住者であって受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルグの居住者ではなくなった場合を除く。

2010年12月17日法第178条に基づき、租税に関する改正1967年12月4日法第156条8)号c)は以下の通り変更および補足される。「c)しかしながら、会社型の投資信託、リスクキャピタルの投資法人または家族資産の運用会社(société de gestion de patrimoine familial)の保有持分を売却することによる利益は、8 a および8 b には関係しない。」

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、かかる配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2010年12月17日法に基づき投資信託としての資格が与えられているルクセンブルグ法人の株主または契約型投資信託の受益者はいずれも、当該法人または投資信託から受取る配当についてルクセンブルグにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、(i)他のEU加盟国またはEUの属領もしくは関連領に居住する個人もしくはいわゆる「残余事業体」、(ii)受取債権もしくは債券に一定割合の投資を行っているSICAV - SIFs以外の投資信託および(iii)利払いの形による貯蓄所得課税に関する2003年6月3日付閣僚理事会通達2003/48/EC(その後の改正を含む。)が適用されない場合については、この限りではない。

3.ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会はSIF法を可決した。SIF法は、2012年4月1日付で施行された2012年3月26日法により最近改正された。

SIF法の目的は、投資知識・経験を有する投資家向けの投資信託のための新法を制定し、証券の公募を行わない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止することであった。

新しい制度に基づき設立されたビークルと2010年12月17日法に服する投資信託とを更に区別するため、SIF法ではかかるビークルを専門投資信託(以下「SIFs」という。)という。

既存の機関投資家向け投資信託は、2007年2月13日以降から自動的にSIF法に基づくSIFsとなった。

3.1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の豊富な情報を持つ投資家向けに限定されている投資信託および (ii)設立文書がSIF制度に従っている投資信託に適用される。

SIFsはリスク分散の原則に従った集団投資スキームであり、よって投資信託とみなされる。この位置付けは、特に通達2003/71/EC(いわゆる「EU目論見書指令」)等の様々な欧州指令の適用の有無に関して重要である。

SIFsは、かかるスキームに対する投資に関連するリスクを適切に評価することのできる豊富な情報を持つ投資家向けである。

SIF法により、機関投資家やプロフェッショナルな投資家を含む豊富な情報を持つ投資家ばかりでなく、最低 125,000ユーロの投資を行うか、または通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社若しくは通達2001/107/ECに定める管理会社の調査によって計画している投資およびそのリスクを評価する能力を認定されるという利点を有するか、のいずれかの方法により、豊富な情報を持つ投資家としての地位を維持する旨を書面で確認したその他の豊富な情報を持つ投資家にまで定義が拡大された。この豊富な情報を持つ投資家の第三のカテゴリーは、投資知識・経験を有する個人投資家がSIFsに投資する権限を有することを意味している。

SIF制度に服するため、具体的には、投資スキームの設立文書(定款または約款)または募集書類においてその旨の明確な記述を追加しなければならない。そのため、一若しくは複数の豊富な情報を持つ投資家向けの投資スキームが必ずしもSIF制度に準拠するとは限らない。限られた範囲の投資知識・経験を有する投資家に限定された投資スキームは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い、規制されていない会社として設立することを選ぶことも可能である。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一投資信託を管理する2002年12月20日法パート または2010年12月17日法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産に関して大幅な柔軟性をもたせている。したがって、この制度の下ではあらゆる種類の資産に投資し、あらゆる種類の投資戦略を進めるスキームを選択することができる。

SIFsはリスク分散の原則に従っている。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を定めていない。金融監督委員会は、個人投資家に対する販売が可能な投資信託よりも低いレベルの分散投資を認めることができる。個人投資家に対して販売できる投資信託に適用される詳細な投資数量や借入れの制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

2007年8月3日付で、金融監督委員会は、SIFsにおけるリスク分散に関する通達07/309(以下「通達07/309」という。)を公表した。通達07/309によると、金融監督委員会は、SIFの投資制限が以下のガイドラインに則している場合には、リスク分散の原則を遵守しているとみなす。

- 1)原則として、SIFは、資産または約定金の30%以上を同一発行体の同一の種類の証券に投資することはできない。この制限は以下の場合には適用されない。
 - OECD加盟国、その地域若しくは地方当局またはEU、地域若しくは国際機関により発行または保証された証券への投資
 - SIFsに適用あるものと少なくとも同等のリスク分散要件に服している対象投資信託への投資

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

この制限の適用において、対象アンブレラ投資信託の全サブ・ファンドは、個別の発行体とみなされるものとする。ただし、様々なサブ・ファンドの間の第三者に対する負債の分離の原則が保証されることを条件とする。

- 2)原則として、空売りによってSIFがその資産の30%を超えて同一発行体の同一の種類の証券のショート・ポジションを保有することはできない。
- 3)金融デリバティブ商品を使用する場合には、SIFは、裏付資産の適切な分散により、同レベルのリスク分散を確保しなければならない。同様に、店頭取引におけるカウンター・パーティーリスクは、適用ある場合には、カウンターパーティーの質および適格性を考慮することで制限しなければならない。

金融監督委員会は、適切な理由に基づき上記の制限の適用を除外する場合がある。さらに、特定の投資方針においては、金融監督委員会は、SIFに対して追加の投資制限の遵守を要求する場合がある。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

- 3.3.1. 法律上の形態および仕組み
 - 3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する会社型投資信託(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFを設立できる法律上の形態を制限していない。したがって、他の法律上の形態も可能である。例えば、信託契約に基づくSIFsの設立も可能である。

・契約型投資信託

特徴の要約については、上記2.2.1項参照。

FCPに対する投資家は、約款にその可能性が定められている場合にのみ、またそれを限度として議決権を 行使することができる。

・会社型投資信託 (SICAVまたはSICAF) 特徴の要約については、上記2.2.2項参照。

SIF法の下では、SICAVは2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFsは、SIF法により列挙される会社形態、すなわち、公開有限責任会社(société anonyme)、株式合資会社(société en commandite par actions)、有限責任会社(société à responsabilité limitée)または株式会社として設立される共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)のうちのいずれかの形態を採用することができる。

SIF法が適用を制限する場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法(改正済み)の条項に服する。しかしながら、SIF法は、SIFsに柔軟な会社組織を提供するため、一連の側面に関する規則からは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に複数のコンパートメントを有するSIFs(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができるとしている。

さらに、SIFsの中でまたはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFsのコンパートメントの中で、異なるクラスの証券を設定することができる。かかるクラスは、特に報酬体系、対象とする投資家の種類または分配方針に関して異なる特徴を有することができる。

3.3.1.3. 資本構成

SIF法では、SIFの最低純資産価額または最低資本金は1,250,000ユーロと規定されている。この最低額は、2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠する投資信託に関しては6か月以内であるのに対して、SIFsの認可から12か月以内に達成されなければならない。FCPに関する場合を除き、この最低額とは、純資産額ではなく発行済資本に支払済みの額面超過額を加えた額である。

SIFsは、その形態を問わず一部払込済みの株式または受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株当り最低5%までの払込みを要する。ただし、資本は全額発行済でなければならない。

上記のとおり、固定資本または変動資本を有するSIFsを設立することができる。さらに、SIFsは、変動性にかかわりなくまたはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みに関して)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しの条件および手続は、2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠する投資信託に適用される規則に比べて緩和されている。この点について、SIF法は、証券の発行および適用ある場合には証券の償還または買戻しに適用される条件および手続は、より厳密な規則を定めることなく、設立文書において決定されると規定している。その結果、例えば2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠するSICAVまたはFCPの場合と異なり、発行価格、償還価格または買戻価格は純資産価額に基づく必要がない。したがって、新制度の下では、SIFsは(例えば、SIFsが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFsの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および額面超過額の一部で構成される可能性もある。

SIFsは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新株の継続申込みによるばかりでなく、一部払込済株式で、追加の払込みで支払われる当初発行株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

SIFsは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかしながら、豊富な情報を持つ投資家に対して、個人投資家に対して保証されるべきものと同様の保護は必要ではないとの事実を踏まえて、SIFsは、承認手続および規制上の要件の両方に関して、2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠する投資信託よりもやや「軽い」規制に服する。

2002年12月20日法または2010年12月17日法に準拠する投資信託に関して、金融監督委員会は、設立文書、SIFsの取締役またはマネジャー、主要管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFsの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

3.4.2. 保管受託銀行

投資信託と同様に、SIFsは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、ある意味「管理」であると理解され、保管受託銀行は、常にSIFsの資産の投資方法並びに当該資産が提供される場所および方法を知っていなければならない。これは、資産の物理的な保護預りを特定の地域の副保管受託銀行に委託することを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し2002年12月20日法または2010年12月17日法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーが相当程度関与していることに照らして、ヘッジ・ファンドにおいてはとりわけ重要である。

3.4.3. 認可法定監查人

SIFsの年次財務書類は、ふさわしい専門経験を有することを証明できるルクセンブルグの認可法定監査人により監査されなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類を作成しなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度に関しては具体的に 定めていない。募集書類の継続的な更新は要求されていないが、当該書類の重要な要素は、新規投資家に対 し新たに証券が発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、その報告関連期間の終了後6か月以内に監査済の年次報告書を公表しなければならない。 SIFsは、ルクセンブルグの1915年8月10日付法律(改正済み)によって課せられた連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最新の年次報告書は、請求に応じて無料で応募者に提供される。年次報告書は、請求に応じて無料で投資者に提供される。

3.5. SIFの税務上の特徴

以下は現在ルクセンブルグにおいて有効な法律の一部(網羅的ではない)の理解に基づくものである。

SIFsには、0.01%の年次税(2010年12月17日法に基づき存続する大部分の投資信託については0.05%)が課され、かかる税金は、各四半期末に計算される純資産総額に基づき決定される。2010年12月17日法と同様の方法により、SIF法は、この税金を課されるその他のルクセンブルグ投資信託に投資された資産の一部、特定の機関の現金資金および年金プール基金に対する年次税を免除している。年金プール基金に関しては、SIF法は、(2010年12月17日法とは異なり)年金制度向けのクラスに対しても免税の利益を認めることを新たに取り入れた。小規模金融機関への投資を主な目的とする専門投資信託および複数のコンパートメントを有する専門投資信託の個別のコンパートメントも、年次税を免除される。

SIFsの受取所得および実現キャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIFsには、設立または定款の変更の登録に関する75ユーロの固定登録税が課される。

前へ 次へ

第5 その他

<訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年1月20日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(後略)

<訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年1月20日および同年5月31日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(後略)

前へ

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(参考邦訳)

公認企業監査人の報告書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー株主各位 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ通り68番

株主総会における株主による我々の任命に従って、我々はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2011年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当財務書類の作成および適正な表示についてならびに不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会によって決定される内部統制について責任を負う。

公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に関する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会(
Commission de Surveillance du Secteur Financier)によりルクセンブルグに採用された国際監査基準に準拠し
て監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、年次財務書類に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続を計画するために、事業体の年次財務書類の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

EDINET提出書類

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に合致して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2011年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

マルティン・フローネ 公認企業監査人 パートナー

ルクセンブルグ、2012年5月14日

次へ

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

To the Shareholders of
Morgan Stanley Asset Management S.A.
6B, Route de Trèves
L-2633 Senningerberg

Following our appointment by the shareholders during the annual general meeting, we have audited the accompanying annual accounts of Morgan Stanley Asset Management S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2011, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of directors' responsibility for the annual accounts

The board of directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts and for such internal control as the Board of directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the accounts. The procedures selected depend on the judgement of the r'eviseur d 'entreprises $agr\'evine{e}$, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the r'eviseur d 'entreprises $agr\'evine{e}$ e considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

EDINET提出書類

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the board of directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Morgan Stanley Asset Management S.A. as of December 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agré é

Martin Flaunet, *Réviseur d'entreprises agré é Partner*

Luxembourg, May 14, 2012

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(参考邦訳)

公認企業監査人の報告書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー株主各位 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ通り6C番

株主総会における株主による我々の任命に従って、我々はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に関する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会(
Commission de Surveillance du Secteur Financier)によりルクセンブルグに採用された国際監査基準に準拠し
て監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうか合理的
な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続を計画するために、事業体の財務書類の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に合致して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

追記情報

上記の我々の意見を限定するものではないが、財務書類の注 5 について留意されたい。モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーは、2010年12月31日現在、最低125,000ユーロの払込済資本金が必要とされているところ、同日現在、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの150,000米ドルの記名株式のユーロ建て総額は、2010年12月31日現在のユーロ/米ドルの為替レートによると112,000ユーロであった。

デロイト・エス・エイ 公認監査事務所

マルティン・フローネ 公認企業監査人 パートナー

2011年5月18日

<u>次へ</u>

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

To the Shareholders of
Morgan Stanley Asset Management S.A.
6C, Route de Trèves
L-2633 Senningerberg

Following our appointment by the shareholders during the annual general meeting, we have audited the accompanying annual accounts of Morgan Stanley Asset Management S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of directors' responsibility for the annual accounts

The board of directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the accounts. The procedures selected depend on the judgement of the $r\acute{e}$ viseur d entreprises $agr\acute{e}$ \acute{e} , including the assessment of the risks of material misstatement of the accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the $r\acute{e}$ viseur d entreprises $agr\acute{e}$ \acute{e} considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

EDINET提出書類

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(E14868)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the board of directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion 6

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Morgan Stanley Asset Management S.A. as of December 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Emphasis of matter

Without qualifying our above opinion, we draw attention to Note 5 to the annual accounts. Morgan Stanley Asset Management S.A. must have a minimum paid-up capital of EUR 125,000 at December 31, 2010. Therefore, as of that date, the total euro value of Morgan Stanley Asset Management S.A.'s registered shares valued at USD 150,000 was EUR 112,000 based on the December 31, 2010 EUR/USD foreign exchange rate.

Deloitte S.A., Cabinet de révision agré é

Martin Flaunet, *Réviseur d'entreprises agré é Partner*

May 18, 2011

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。